

令和元年台風15号等
への対応に関する検証
(関連資料2)

目 次

1	千葉県災害復旧・復興に関する指針	1
2	支援対策等※	
(1)	令和元年度9月補正予算案（追加提案分）について（抜粋）	26
(2)	令和元年台風15号被害への支援対策について	29
(3)	令和元年度12月補正予算案について（抜粋）	32
	※1 (1)、(3)の予算案は原案どおり可決・成立いたしました	
(4)	10月17日に公表した支援対策から追加・修正した主な事業	50
(5)	令和元年度2月補正予算案について（抜粋）	51
(6)	令和2年度当初予算案について（抜粋）	62
(7)	令和2年度組織及び定数の見直しについて	95
3	令和元年台風15号、19号及び10月25日の大雨による災害からの 復旧・復興に関する要望	99

※2 予算関係の資料は、既に公表済みのものから、復旧・復興に関連するページを抜粋したものです。

全文をご覧いただく場合は、千葉県ホームページから、

ホーム > 県政情報・統計 > 組織・行財政 > 行財政改革
> 財政・県債・IR情報 > 当初予算・補正予算の概要
をご確認ください。

千葉県災害復旧・復興に関する指針

(令和元年台風15号・19号及び10月25日の大雨)

基本方針

記録的な暴風雨となった台風15号・19号及び10月25日の大雨が短期間のうちに連続して発生し、千葉県では、膨大な数の住宅損壊や、広範囲で長期にわたる停電と通信遮断や断水、更には河川の越水により生じた浸水、土砂災害など、これまでにない被害が発生しました。特に、住宅被害では、屋根などの一部損壊や浸水被害が数多く発生し、被災した住民の方は、大きな不安を抱えながら生活しています。

また、農林水産業の被害額は、台風災害としては過去最大級となっており、本県経済の成長を支える中小企業においても大きな被害が発生するなど、産業活動にも極めて深刻な影響を及ぼしています。

こうした中、本県では、住民の方の不安を一刻も早く払しょくするため、復旧・復興に向けた取組を実施しているところですが、引き続き、被災した住民の方の生活再建や産業の再生など、本格的な復旧・復興の取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、市町村による取組を、人的、財政的などあらゆる面で支援していく必要があります。

そこで、「被災者の一日も早い生活と暮らしの再建」「農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活」「オール千葉で災害に強い千葉県づくり」という3つの「基本的考え方」を掲げた指針を策定し、この「基本的考え方」に沿って復旧・復興に取り組んでいくこととしました。被災した住民の方が少しでも早く元の生活に戻り、安心して暮らしていただけるよう、地域に寄り添いながら、国や関係機関と連携し、オール千葉で取り組んでまいります。

基本的な考え方・主な取組

1 被災者の一日も早い生活と暮らしの再建を目指す。

- 被災した住民の方が、一日も早く普段の生活を取り戻すことができるよう、住宅の応急修理や修繕による再建支援や応急仮設住宅の提供等により、住まいの確保に取り組めます。また、各種支援金の支給や県税の減免などにより、被災した住民の方の生活再建を支援します。
- 大量に発生した災害廃棄物を、円滑かつ迅速に処理するために、千葉県災害廃棄物処理実行計画に基づき被災市町村の支援に取り組めます。
- 被災した住民の方に対し生活再建に向けたきめ細かなサポートを行うとともに、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができるよう、スクール・サポート・スタッフ等を配置します。



千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」

(1) 生活の支援

①住宅被害に係る支援

災害救助法（応急修理）の適用に加え、被災住宅修繕緊急支援事業補助金の活用等により、被災した住宅の再建に向けて支援を行います。また、住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方に対し、応急仮設住宅や公営住宅の提供等を行います。

②被災した住民の方の負担軽減

被災者生活再建支援制度の適用や県税の減免等を行うなど、被災した住民の方の負担軽減を図ります。

③被災した社会福祉施設等の復旧支援

保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設や、私立学校の災害復旧を支援します。



(2) 災害廃棄物の早期処理に向けた支援

①災害廃棄物処理の市町村支援

災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、市町村に対し、処理実行計画の策定や国の補助金活用に係る助言・協力、必要に応じた広域的調整などの支援を行います。

(3) 相談体制の構築や被災児童生徒への支援

①生活再建に向けたきめ細かなサポート

全ての被災者が支援制度につながるよう、併走型又はアウトリーチ型の相談支援を行うとともに、被災による心身の変調（生活再建の過程で生じる二次的ストレスに起因するものを含む）に対して、保健師・精神保健福祉士・公認心理師等による支援を行います。

②被災児童生徒への支援

休校を余儀なくされた学校において補習授業の準備などのために必要となるスクール・サポート・スタッフや、子どもたちの心のケアを行うスクールカウンセラーを追加して配置します。

2 農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活を目指す。

- 被災した農林漁業者の一日でも早い経営再開が可能となるよう、農業機械やハウス等の復旧に対する支援や、経営・技術指導、制度融資等による金融支援などを行います。
- 被災した中小企業の事業再建に向け、各種経営相談や専門家派遣、セーフティネット資金（制度融資）、補助金等による支援を行います。
- 各地域の復興に向けた機運を醸成し、復興する千葉の姿を県内外に積極的に発信していきます。

(1) 被災農林水産業者への支援

①被災農林水産業施設等の復旧への支援

被災農林水産業施設等の復旧を図るため、被災した農業用ハウス等の撤去、復旧、強化及び補強に要する経費に対し、国の補助に従来よりも県の補助を上乗せするなど、支援を行います。また、果樹園、用水路等の復旧、特用林産物の生産資材導入や漁船の復旧についても助成します。

②被災農林水産業共同利用施設等の復旧への支援

被災農林水産業共同利用施設等の復旧を図るため、農協や漁協等に対し、被災した共同利用施設等の復旧費用について、国の補助に県の補助を上乗せして支援を行います。また、水産業については、国の補助対象とならない漁協施設、漁具、種苗等について助成します。

③被災畜産農家への支援

被災畜産農家への支援を図るため、長期の停電・断水等により家畜が死亡するなどの被害を受けた畜産農家が、畜産物を生み出す家畜（搾乳牛、繁殖豚、採卵鶏）を新たに導入する経費に対し支援を行います。



(2) 被災した中小企業等への支援

①相談窓口の設置等

被災した中小企業を支援するため、相談窓口の設置や、各事業者の課題に対応した専門家の派遣を行います。

②被災中小企業の事業再建に必要な経費に対する支援

工場や店舗、観光施設などの建物や機械設備等に被害を受けた中小企業に対し、事業再建に必要な経費に対する支援を行います。

③被災商店街の施設・設備の復旧に対する支援

風水害により直接被害を受けた商店街の施設・設備の復旧に必要な経費に対する支援を行います。

(3) 復興機運の醸成

①復興する千葉の姿の発信

全県的な復興機運の醸成に向けたキャンペーンを実施するとともに、各種広報媒体を活用して復興する千葉の姿を発信していきます。

②県産農林水産物需要の喚起

県産農林水産物の需要喚起を図るため、フェアや各種広報媒体を活用した情報発信を行います。

③観光需要の喚起

観光需要の喚起を図るため、適切な情報発信やイベントなどの観光プロモーションを実施します。

④文化財の保護

県民の貴重な財産である文化財の価値を保持するため、復旧を進めていきます。



3 オール千葉で災害に強い千葉県づくりを目指す。

- 広範囲で長期にわたる停電や通信遮断、断水を発生させた台風被害の特殊性を踏まえ、上下水道・工業用水道施設、医療機関、社会福祉施設の停電対策等を進めるとともに、電線類に係る倒木処理の手続き等を迅速に進めるため、関係機関（電力・通信事業者、道路管理者等）との連携を強化します。
- 県民の生命・財産を守るため、河川の整備等を推進します。
- 大雨や暴風による道路路面の崩落や倒木等が生じ、多くの道路で通行止めが生じたことから、災害に強い道路ネットワークの整備を推進します。
- 土砂災害や浸水からの迅速な避難に向けた取組を推進するとともに、自助・共助・公助の取組を進めることにより、地域防災力を強化します。



(1) 停電・断水対策等の充実

①各施設における停電・断水対策等の促進

停電や浸水による影響が大きいライフライン関係施設（上下水道・工業用水道施設）や河川管理施設、病院・診療所、社会福祉施設等における停電対策を進めます。

②電力事業者等と連携した倒木処理の迅速化

非常災害時における電力・通信機能を早期復旧する際の妨げとなる倒木等の障害物撤去を迅速に行うため、電力・通信事業者と道路管理者等との連携強化を進めます。



(3) 道路ネットワークの整備

①災害に強い道路ネットワークの整備

災害時における道路の通行を確保し、応急対策活動を円滑に実施できるよう、緊急輸送道路の整備、道路法面対策を推進します。また、電柱倒壊などによる交通障害の防止のために、無電柱化を進めます。

(4) 防災力の向上に向けた取組の推進

①洪水からの迅速な避難

市町村に浸水想定区域図を早期に公表し、タイムラインの作成を支援することで、確実な避難体制の構築を図るとともに、市町村が取り組む防災重点ため池の浸水想定区域図の策定を支援します。また、市町村の的確な避難情報発信に向け、水位計等の整備を進めます。

②土砂災害からの迅速な避難

基礎調査結果を早期に公開することにより住民の方に危険箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域の指定を早期に行い、市町村による確実な住民避難体制の構築を進めます。

③自助・共助の取組推進

県民自らが備蓄等の防災対策を進めることができるよう、防災意識の醸成を図るとともに、災害と自然環境や社会環境との関わりを視点に据えた防災教育を推進します。また、社会福祉施設等における自助・共助の取組を進めます。

④行政における防災対応力の向上

検証等を踏まえ、各種計画やマニュアル等を見直し、防災対策の強化を図ります。また、発災時に応急対策を円滑に実施するため、職員の方の防災対応力を向上させていきます。

(2) 治水対策の推進

①災害に強い河川等の整備

浸水した地域における被害の実績を踏まえ、浸水に至ったメカニズムの検証を行い、必要な計画等の見直しを行うとともに、計画に基づいて河川整備を進めていきます。また、河川の治水機能を最大限発揮するため、河道内の竹木伐採・堆積土砂の撤去を行います。

②治水ダムの効果的な運用

ダムの水位を予め下げる事前放流の強化に向けて、調整するとともに、緊急放流に際して的確な情報伝達や避難行動ができるよう運用体制を強化します。また、治水機能を最大限発揮するために、ダム湖内に堆積した土砂の撤去を進めます。

※本指針は、現時点で事業化された復旧・復興の取組を取りまとめたものです。今後、新しく事業化された取組の追加などを行い、内容の充実を図っていきます。

千葉県災害復旧・復興に関する指針

(令和元年台風15号・19号及び10月25日の大雨)

千 葉 県

(令和元年11月)

基本方針

記録的な暴風雨となった台風15号・19号及び10月25日の大雨が短期間のうちに連続して発生し、千葉県では、膨大な数の住宅損壊や、広範囲で長期にわたる停電と通信遮断や断水、更には河川の越水により生じた浸水、土砂災害など、これまでにない被害が発生しました。

特に、住宅被害では、屋根などの一部損壊や浸水被害が数多く発生し、被災した住民の方は、大きな不安を抱えながら生活しています。

また、農林水産業の被害額では、台風災害としては過去最大級となっており、本県経済の成長を支える中小企業においても大きな被害が発生するなど、産業活動にも極めて深刻な影響を及ぼしています。

こうした中、本県では、住民の方の不安を一刻も早く払しょくするため、復旧・復興に向けた取組を実施しているところですが、引き続き、被災した住民の方の生活再建や産業の再生など、本格的な復旧・復興の取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、市町村による取組を、人的、財政的などあらゆる面で支援していく必要があります。

そこで、「被災者の一日も早い生活と暮らしの再建」「農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活」「オール千葉で災害に強い千葉県づくり」という3つの「基本的考え方」を掲げた指針を策定し、この「基本的考え方」に沿って復旧・復興に取り組んでいくこととしました。被災した住民の方が少しでも早く元の生活に戻り、安心して暮らしていただけるよう、地域に寄り添いながら、国や関係機関と連携し、オール千葉で取り組んでまいります。

— 目 次 —

1 被災者の一日も早い生活と暮らしの再建

- (1) 生活の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 災害廃棄物の早期処理に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 相談体制の構築や被災児童生徒への支援・・・・・・・・・・・・ 5

2 農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活

- (1) 被災農林水産業者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 被災した中小企業等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 復興機運の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

3 オール千葉で災害に強い千葉県づくり

- (1) 停電・断水対策等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) 治水対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (3) 道路ネットワークの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (4) 防災力の向上に向けた取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

※本指針は、現時点で事業化された復旧・復興の取組を取りまとめたものです。
今後、新しく事業化された取組の追加などを行い、内容の充実を図っていきます。

1 被災者の一日も早い生活と暮らしの再建

- 被災した住民の方が、一日も早く普段の生活を取り戻すことができるよう、住宅の応急修理や修繕による再建支援や応急仮設住宅の提供等により、住まいの確保に取り組めます。また、各種支援金の支給や県税の減免などにより、被災した住民の方の生活再建を支援します。
- 大量に発生した災害廃棄物を、円滑かつ迅速に処理するために、千葉県災害廃棄物処理実行計画に基づき被災市町村の支援に取り組めます。
- 被災した住民の方に対し生活再建に向けたきめ細やかなサポートを行うとともに、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができるよう、スクール・サポート・スタッフ等を配置します。

(1) 生活の支援

①住宅被害に係る支援

災害救助法（応急修理）の適用に加え、被災住宅修繕緊急支援事業補助金の活用等により、被災した住宅の再建に向けて支援を行います。

また、住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方に対し、応急仮設住宅や公営住宅の提供等を行います。

ア 被災した住宅の再建に向けた支援

- ・ 災害救助法（応急修理）
- ・ 被災住宅修繕緊急支援事業補助金
- ・ 相談窓口の設置や支援制度の周知
- ・ 災害復興住宅資金利子補給事業補助金

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
災害救助法（応急修理） <small>※応急修理については市町村で対応</small>	応急修理の実施 ・ 応援職員の派遣	応急修理の実施 （内閣府との協議により期間を延長） <small>※災害救助法では住宅の応急修理は災害発生の日から1か月以内に完了することとされているが、今後、被災件数や申込状況等を考慮して内閣府と協議を行い、期間を延長していく。</small>				県土整備部 住宅課	

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
被災住宅修繕緊急支援事業補助金 ※市町村補助金に対して助成	市町村補助金 被災住宅修繕緊急支援事業補助金 ※必要に応じて延長						県土整備部 建築指導課
相談窓口の設置や支援制度の周知	住宅被害相談窓口の設置 被災住宅工事相談窓口の設置 住宅リフォーム相談会の開催 被災者支援に係る情報提供 (補助制度等の広報の実施、問い合わせに随時対応) 市町村支援(説明会の開催、継続的に相談支援等を実施) ※必要に応じて延長						県土整備部 住宅課 建築指導課
災害復興住宅資金利子補給事業補助金	利子補給(借入金に係る利子の支払い開始日から5年間) ※令和2年3月31日までに借入契約が締結されたものが対象 ※必要に応じて延長						県土整備部 住宅課

イ 被災者生活再建支援制度

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
被災者生活再建支援制度	被災者生活再建支援金の支給(申請書類の確認、問い合わせの対応など) (基礎支援金の申請期間: 令和元年9月9日～令和2年10月8日) (加算支援金の申請期間: 令和元年9月9日～令和4年10月11日)						防災危機管理部 防災政策課

ウ 応急仮設住宅の提供

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
応急仮設住宅の提供 ※応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業	応急仮設住宅の提供(最長2年間)						県土整備部 住宅課

エ 公営住宅等の提供

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
公営住宅等の提供	公営住宅等の提供 (原則6ヶ月・最長1年まで更新可)						総務部総務ワーク ステーション 県土整備部住宅課 教育庁福利課
	市町村公営住宅の情報提供 (県ホームページ等により情報提供)						

②被災した住民の方の負担軽減

被災者生活再建支援制度の適用や県税の減免等を行うなど、被災した住民の方の負担軽減を図ります。

ア 災害弔慰金・災害見舞金等

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
災害弔慰金 災害障害見舞金 (国制度)	災害弔慰金・災害障害見舞金(国制度)の支給						防災危機管理部 防災政策課
千葉県災害弔慰金 千葉県災害見舞金	千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金の支給						

イ 被災者生活再建支援制度 (再掲)

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
被災者生活再建支援制度	被災者生活再建支援金の支給(申請書類の確認、問い合わせの対応など) (基礎支援金の申請期間:令和元年9月9日～令和2年10月8日) (加算支援金の申請期間:令和元年9月9日～令和4年10月11日)						防災危機管理部 防災政策課

ウ 義援金の配分

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
義援金の配分	義援金の配分						防災危機管理部 防災政策課

エ 災害援護資金貸付金

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
災害援護資金貸付金	申込期間 ※ 災害発生の日から3か月 災害援護資金の貸付 据置期間（3年間）／償還期間（10年以内／据置期間を含む）						防災危機管理部 防災政策課

オ 使用料・手数料の減免

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
使用料・手数料の減免	使用料・手数料の減免 (運転免許証再交付手数料 他)						各部局

カ 県税の減免等

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
県税の減免等 (個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税)	相談・申請受付						総務部 税務課

③被災した社会福祉施設等の復旧支援

保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設や、私立学校の災害復旧を支援します。

ア 社会福祉施設等の災害復旧

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
社会福祉施設等の災害復旧	事業準備	復旧費用の助成					健康福祉部 児童家庭課 子育て支援課 高齢者福祉課 障害福祉事業課 医療整備課
私立学校施設の災害復旧	事業準備	復旧費用の助成					総務部 学事課

(2) 災害廃棄物の早期処理に向けた支援

①災害廃棄物処理の市町村支援

災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、市町村に対し、処理実行計画の策定や国の補助金活用に係る助言・協力、必要に応じた広域的調整などの支援を行います。

ア 災害廃棄物の計画的な処理に向けた技術的支援等

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
災害廃棄物の計画的な処理のための技術的支援等 <参考> 処理スケジュール ・災害廃棄物の撤去 ・家屋撤去 ・一次仮置場							環境生活部 循環型社会 推進課

※進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直します。

(3) 相談体制の構築や被災児童生徒への支援

①生活再建に向けたきめ細かなサポート

全ての被災者が支援制度につながるよう、伴走型（※1）又はアウトリーチ型（※2）の相談支援を行うとともに、被災による心身の変調（生活再建の過程で生じる二次的ストレスに起因するものを含む）に対して、保健師・精神保健福祉士・公認心理師等による支援を行います。

※1 相談者の抱える課題の解決に向けて相談支援機関が継続して相談に応じる支援
 ※2 相談に当たって、相談支援機関自らが相談者のもとへ赴く支援

ア 被災者の生活再建に向けた相談支援

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
被災者の生活再建に向けた相談支援							健康福祉部 健康福祉指導課

イ 保健師・精神保健福祉士・公認心理師等による精神保健相談等の支援

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
保健師・精神保健福祉士・公認心理師等による精神保健相談等の支援	保健師、精神保健福祉士、公認心理師等専門家による相談支援						健康福祉部 障害者福祉推進課
		支援者支援のための講演会開催		支援者支援のための講演会開催		支援者支援のための講演会開催	

②被災児童生徒への支援

休校を余儀なくされた学校において補習授業の準備などのために必要となるスクール・サポート・スタッフや、子どもたちの心のケアを行うスクールカウンセラーを追加して配置します。

ア スクール・サポート・スタッフの配置

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
スクール・サポート・スタッフの配置	スクール・サポート・スタッフの配置						教育庁 教職員課

イ スクールカウンセラーの配置

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
スクールカウンセラーの配置	派遣要請があった地域などにスクールカウンセラーを配置						教育庁 児童生徒課

2 農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活

- 被災した農林漁業者の一日でも早い経営再開が可能となるよう、農業機械やハウス等の復旧に対する支援や、経営・技術指導、制度融資等による金融支援などを行います。
- 被災した中小企業の事業再建に向け、各種経営相談や専門家派遣、セーフティネット資金（制度融資）、補助金等による支援を行います。
- 各地域の復興に向けた機運を醸成し、復興する千葉の姿を県内外に積極的に発信していきます。

(1) 被災農林水産業者への支援

①被災農林水産業施設等の復旧への支援

被災農林業施設等の復旧を図るため、被災した農業用ハウス等の撤去、復旧、強化及び補強に要する経費に対し、国の補助に従来よりも県の補助を上乗せして、支援を行います。また、果樹園、用水路等の復旧、特用林産物の生産資材導入や漁船の復旧についても助成します。

ア 農業用ハウス等の農林水産業施設等の復旧

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
被災農業施設等復旧支援事業・① 被災産地施設支援事業・・・② 果樹栽培地再生事業・・・③ 被災特用林産物復旧事業・・・④ 被災漁船復旧事業・・・⑤	農業者・市町村説明会 要望調査	相談窓口等 計画協議・承認	事業実施				農林水産部 担い手支援課(①) 生産振興課・ 流通販売課(②) 生産振興課(③) 森林課(④) 水産課(⑤)
農地・農業用施設等災害復旧事業	現地調査・ 査定設計書作成 災害査定	事業実施					農林水産部 耕地課

イ 災害対策資金による支援

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
県単農業・漁業災害対策資金 ※利子補給、保証料補助あり	融資希望調査	融資実行					農林水産部 団体指導課
	融資残高に対し、利子補給・保証料補助を実施（～R10まで）						

②被災農林水産業共同利用施設等の復旧への支援

被災農林水産業共同利用施設等の復旧を図るため、農協や漁協等に対し、被災した共同利用施設等の復旧費用について、国の補助に県の補助を上乗せして支援を行います。

また、水産業については、国の補助対象とならない漁協施設、漁具、種苗等について助成します。

ア 加工施設、荷捌き施設、共同作業場等の復旧

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
農林業共同利用施設災害復旧事業補助金 水産業共同利用施設災害復旧事業	共同利用施設の復旧						農林水産部 団体指導課 水産課

イ 漁協施設、漁具、種苗等の復旧

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
水産関連施設等復旧緊急対策事業	事業準備	事業実施					農林水産部 水産課 漁業資源課

③被災畜産農家への支援

被災畜産農家への支援を図るため、長期の停電・断水等により家畜が死亡するなどの被害を受けた畜産農家が、畜産物を生み出す家畜（搾乳牛、繁殖豚、採卵鶏）を新たに導入する経費に対し支援を行います。

ア 搾乳牛、繁殖豚、採卵鶏の導入

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
被災畜産業緊急支援対策事業	事業準備	事業実施					農林水産部 畜産課

(2) 被災した中小企業等への支援

①相談窓口の設置等

被災した中小企業を支援するため、相談窓口の設置や、各事業者の課題に対応した専門家の派遣を行います。

ア 被災事業者からの相談対応・専門家派遣

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
被災事業者からの相談対応・専門家派遣	チャレンジ企業支援センター ・相談対応、専門家派遣【随時】						商工労働部 経営支援課

②被災中小企業の事業再建に必要な経費に対する支援

工場や店舗、観光施設などの建物や機械設備等に被害を受けた中小企業に対し、事業再建に必要な経費に対する支援を行います。

ア 中小企業復旧支援事業

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
中小企業復旧支援事業	事業準備(募集)	事業実施 (交付決定)	実績報告・額の確定・補助金交付)				商工労働部 経済政策課

イ 制度融資による支援（セーフティネット資金）

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
制度融資による支援 （セーフティネット資金） ※利子補給あり	セーフティネット資金						商工労働部 経営支援課
	セーフティネット資金に係る利子補給						

セーフティネット資金

※令和元年台風15号

- ・一般枠：申込期間 令和元年9月17日～令和2年3月31日
- ・市町村認定枠：申込期間 令和元年9月20日～12月29日
- ・激甚災害枠：申込期間 令和元年10月17日～令和2年4月16日※鋸南町のみ

※令和元年台風19号

- ・一般枠：申込期間 令和元年10月25日～令和2年3月31日
- ・市町村認定枠：申込期間 令和元年10月25日～令和2年1月24日
- ・激甚災害枠：申込期間 令和元年11月1日～令和2年4月30日

セーフティネット資金に係る利子補給

※令和元年台風15号及び19号

- ※令和2年3月31日までに融資実行されたものに限る

③被災商店街の施設・設備の復旧に対する支援

風水害により直接被害を受けた商店街の施設・設備の復旧に必要な経費に対する支援を行います。

ア 商店街復旧支援事業


主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
商店街復旧支援事業	事業準備(募集)	事業実施 (交付決定・実績報告・額の確定・補助金交付)					商工労働部 経営支援課

(3) 復興機運の醸成

①復興する千葉の姿の発信

全県的な復興機運の醸成に向けたキャンペーンを実施するとともに、各種広報媒体を活用して復興する千葉の姿を発信していきます。

ア 全県的な復興機運の醸成に向けたキャンペーンの実施等

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
「がんばろう！千葉」 キャンペーン 	県、各種団体、企業等が主催するイベントでキャンペーンを展開 チーバくんのシンボルマークを統一的に使用、のぼり配付 テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNSなど、 各種広報媒体を活用し、元気な千葉をPR		復旧・復興の状況を踏まえ、内容等を 検討しながら実施				総合企画部 報道広報課 関係各課

②県産農林水産物需要の喚起

県産農林水産物の需要喚起を図るため、フェアや各種広報媒体を活用した情報発信を行います。

ア 産地の復興支援のための応援フェアの実施等

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
県産農林水産物の応援フェアの実施	直売所フェアの実施 量販店等における千葉 県フェアの実施 各種広報媒体を活用 した情報発信		復旧・復興の状況を踏まえ、内容等を検討				農林水産部 流通販売課

③観光需要の喚起

観光需要の喚起を図るため、適切な情報発信やイベントなどの観光プロモーションを実施します。

ア 観光プロモーションの実施

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
観光プロモーションの実施	観光施設の営業状況をWEBに掲載						商工労働部 観光企画課 観光誘致促進課
	観光PRイベント・観光商談会等				観光PRイベント ・観光商談会等		
	旅行・宿泊料金の割引支援						
	「がんばろう！千葉」キャンペーン事業※						
			オリンピック・パラリンピックを契機 とした観光PR・観光商談会等				
※「がんばろう！千葉」キャンペーン事業 SNSを活用した情報発信、交通広告を活用した観光プロモーション、観光PRイベント等							

④文化財の保護

県民の貴重な財産である文化財の価値を保つため、復旧を進めていきます。

ア 文化財の復旧

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
文化財の復旧	国との調整	災害復旧工事実施					教育庁 文化財課

3 オール千葉で災害に強い千葉県づくり

- 広範囲で長期にわたる停電や通信遮断、断水を発生させた台風被害の特殊性を踏まえ、上下水道・工業用水道施設、医療機関、社会福祉施設の停電対策等を進めるとともに、電線類に係る倒木処理の手続き等を迅速に進めるため、関係機関（電力・通信事業者、道路管理者等）との連携を強化します。
- 県民の生命・財産を守るため、河川の整備等を推進します。
- 大雨や暴風による道路法面の崩落や倒木等が生じ、多くの道路で通行止めが生じたことから、災害に強い道路ネットワークの整備を推進します。
- 土砂災害や浸水からの迅速な避難に向けた取組を推進するとともに、自助・共助・公助の取組を進めることにより、地域防災力を強化します。

(1) 停電・断水対策等の充実

①各施設における停電・断水対策等の促進

停電や浸水による影響が大きいライフライン関係施設(上下水道・工業用水道施設)や河川管理施設、病院・診療所、社会福祉施設等における停電対策等を進めます。

ア ライフライン関係施設等における停電・断水対策等の促進

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
各水道事業体における非常用発電設備の整備（燃料確保含む）及び浸水対策の強化	状況把握・課題の検証		<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電設備及び燃料タンク等の整備の検討 ・電源車や燃料調達に係る協定の検討 ・防水扉や電気設備等の高台移設等の浸水対策の検討 				総合企画部 水政課
	各水道事業体への指導・助言						
	国へ補助金の拡充の要望等						
県営水道・県工業用水道施設における停電対策の推進	非常用発電機整備等						企業局 計画課 浄水課 施設設備課
県営水道・県工業用水道施設における浸水対策の推進	浸水対策整備						企業局 浄水課 施設設備課

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
公共下水道施設の停電対策の促進	状況把握	施設状況の確認 停電時の対応の確認	対応策の検討	ハード対策：自家発電施設の整備等 ソフト対策：非常用電源の確保、関係機関との連携等	実施に向けた取組		県土整備部 下水道課
河川管理施設における停電対策の推進	業務継続計画の策定		対策の実施				県土整備部 河川整備課 河川環境課
病院・診療所、社会福祉施設における停電対策等の促進	国への要望（導入経費の補助率嵩上げ・対象施設の拡大等）		対象施設への働きかけ・各種支援				健康福祉部 健康福祉指導課 児童家庭課 高齢者福祉課 障害福祉事業課 医療整備課

②電力事業者等と連携した倒木処理の迅速化

非常災害時における電力・通信機能を早期復旧する際の妨げとなる倒木等の障害物撤去を迅速に行うため、電力・通信事業者と道路管理者等との連携強化を進めます。

ア 電力等の早期復旧のための事業者との連携強化

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
電力の早期復旧のための事業者との連携強化	ライフライン対策連絡協議会の開催を通じた連携強化						防災危機管理部 危機管理課
電力等の早期復旧のための事業者との倒木処理の迅速化	協定締結に向けた取組 ①関係者間協議 ②先進事例の調査 ③内容合意		関係者周知		協定・確認書締結		防災危機管理部 危機管理課 県土整備部 道路環境課
			制度の運用				

(2) 治水対策の充実

①災害に強い河川等の整備

浸水した地域における被害の実績を踏まえ、浸水に至ったメカニズムの検証を行い、必要な計画等の見直しを行うとともに、計画に基づいて河川整備を進めていきます。また、河川の治水機能を最大限発揮するため、河道内の竹木伐採・堆積土砂の撤去を行います。

ア 河川整備計画等の見直し

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
河川整備計画等の見直し	10月25日大雨の被害状況調査・解析						県土整備部 河川整備課
	新規事業化や現行事業の整備水準引上げを検討						

イ 河川整備の推進

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
河川整備の推進	河川整備の推進						県土整備部 河川整備課

ウ 洪水に備えた河道の維持（竹木伐採・堆積土砂の撤去）

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
洪水に備えた竹木伐採・堆積土砂の撤去	竹木伐採・堆積土砂の撤去						県土整備部 河川環境課

②治水ダムの効果的な運用

ダムの水位を予め下げる事前放流の強化に向けて、調整するとともに、緊急放流に際して的確な情報伝達や避難行動ができるよう運用体制を強化します。また、治水機能を最大限発揮するために、ダム湖内に堆積した土砂の撤去を進めます。

ア 円滑な事前放流・緊急放流実施のための運用体制強化

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
運用体制の強化	事前放流の効果検証						県土整備部 河川整備課
	関係者との調整						
		要領見直し					

イ 堆積土砂の撤去

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
堆積土砂の撤去	堆積土砂撤去の実施						県土整備部 河川整備課

(3) 道路ネットワークの整備

①災害に強い道路ネットワークの整備

災害時における道路の通行を確保し、応急対策活動を円滑に実施できるよう、緊急輸送道路の整備、道路法対策を推進します。また、電柱倒壊などによる交通障害の防止のために、無電柱化を進めます。

ア 緊急輸送道路の整備推進

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
緊急輸送道路の整備推進	国や高速道路会社への協力や働きかけ 国県道の緊急輸送道路の整備推進						県土整備部 道路計画課 道路整備課 道路環境課

イ 道路法対策の推進

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
道路法対策の推進	道路法対策の推進						県土整備部 道路環境課

ウ 無電柱化の推進

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
無電柱化の促進	計画策定	事業実施	無電柱化事業の推進 (緊急輸送道路の電柱新設制限、電線類地中化等推進)				県土整備部 道路環境課

(4) 防災力の向上に向けた取組の推進

①洪水からの迅速な避難

市町村に浸水想定区域図を早期に公表し、タイムラインの作成を支援することで、確実な避難体制の構築を図るとともに、市町村が取り組む防災重点ため池の浸水想定区域図の策定を支援します。また、市町村の的確な避難情報発令に向け、水位計等の整備を進めます。

ア 浸水想定区域図の早期公表

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
浸水想定区域図の早期公表 県が管理する対象26河川	完了後、直ちに公表						県土整備部 河川環境課

イ ため池の浸水想定区域図の策定支援

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
ため池の浸水想定区域図の策定支援	県による浸水想定区域図の策定支援		市町村による公表作業				農林水産部 耕地課

ウ 水位計等の整備による確実な住民避難の促進

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
水位計等の整備による確実な住民避難の促進	欠測箇所の解消		水位計等の整備				県土整備部 河川環境課

②土砂災害からの迅速な避難

基礎調査結果を早期に公開することにより住民の方に危険箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域の指定を早期に行い、市町村による確実な住民避難体制の構築を進めます。

ア 土砂災害警戒区域の早期指定による住民避難体制の確実な構築

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
土砂災害警戒区域の早期指定による住民避難体制の確実な構築	基礎調査後の区域指定の促進						県土整備部 河川環境課

③自助・共助の取組推進

県民自らが備蓄等の防災対策を進めることができるよう、防災意識の醸成を図るとともに、災害と自然環境や社会環境との関わりを視点を据えた防災教育を推進します。また、社会福祉施設等における自助・共助の取組を進めます。

ア 県民の防災意識の醸成

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
県民の防災意識の醸成	広報媒体を活用した防災啓発 防災研修センターにおける実践的な教育・訓練の実施 西部防災センターにおける防災体験学習						防災危機管理部 防災政策課

イ 学校における防災教育の一層の充実

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
学校における防災教育の一層の充実	風水害を加えた「学校安全の手引」の作成		「学校安全の手引」の周知 (各会議・研修会) 風水害時を含めた「実働マニュアル」の作成 防災教育実践研修会において、風水害をテーマにした内容を実施				教育庁 学校安全保健課

ウ 地域における福祉的防災機能の強化

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
発災時における社会福祉施設への支援体制の確立	あり方検討	関係機関との調整	マニュアル作成・周知・訓練				健康福祉部 健康福祉指導課 高齢者福祉課
DWA T支援体制の確立	準備会の開催・協議会の設置	マニュアル検討 (コアメンバー、地域別・事業所別)			協議会開催	マニュアル周知・訓練	
社会福祉施設の防災機能強化	先進事例の研究	課題の整理・制度設計					

エ 社会福祉施設等における水害・土砂災害対策の促進

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
社会福祉施設における水害・土砂災害対策の促進	避難確保計画の作成等について、社会福祉施設への指導監査を通じて点検・働きかけを実施						健康福祉部 健康福祉指導課 児童家庭課 子育て支援課 高齢者福祉課 障害福祉事業課 医療整備課
	「社会福祉施設防災対策の手引」の見直し						
病院・診療所等における水害・土砂災害対策の促進			立入検査の重点項目に避難確保計画作成や訓練の実施を追加	水害・土砂災害を含めた防災対策の充実強化を医療施設等への立入検査を通じて働きかけ			健康福祉部 医療整備課
	「避難確保計画作成の手引き」の周知						

④行政における防災対応力の向上

検証等を踏まえ、各種計画やマニュアル等を見直し、防災対策の強化を図ります。また、発災時に応急対策を円滑に実施するため、職員の防災対応力を向上させていきます。

ア 必要な計画等の見直し

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
千葉県地域防災計画	検証等を踏まえ、具体的なスケジュールを検討						防災危機管理部 防災政策課 危機管理課
千葉県業務継続計画	災害時優先業務等の検証		危機管理週間による啓発		危機管理月間による啓発		
	現状・課題・対策の整理						

イ 防災訓練・研修の実施

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
防災訓練・研修の実施	総合防災訓練の実施						防災危機管理部 危機管理課
	市町村との共催によるテーマ型訓練の実施						
	※内容の充実を図りながら実施						

令和元年 9 月 30 日
総務部 財政課
043-223-2076

令和元年度 9 月補正予算案（追加提案分）について

9 月 9 日早朝に本県を直撃した台風 15 号により、広範囲で長期にわたる停電や断水、膨大な数の住家損壊や、過去最大級の農林水産業被害などが発生しており、県民生活や産業活動に極めて甚大な影響を及ぼしています。

このため、復旧・復興に要する経費のうち、被災者の生活再建や農林水産業者・中小企業者等の事業再開に向けて速やかに取り組むべき事業として、施設の再建のための融資や利子補給を行うための予算案を追加計上します。

1 一般会計の予算規模

(1) 補正予算規模 3 億円（補正後予算額 1 兆 7,702 億 37 百万円）

[歳入内訳]

- ・ 県債 2 億円（1,891 億 87 百万円→1,893 億 87 百万円）
- ・ 繰入金 1 億円（ 342 億 6 百万円→ 343 億 6 百万円）
（災害復興・地域再生基金 1 億円（ 67 億 54 百万円 → 68 億 54 百万円））

(2) 債務負担行為の設定：被災者等への融資枠の拡大及び利子補給等

※ 債務負担行為…年度内に貸付け等を行い、翌年度以降に利子補給等の支出を予定している経費について、県が将来の債務を約束することを予算で定めておくもの。

2 補正予算の内容

(1) 被災者の生活再建支援

○災害援護資金貸付金（防災政策課）300,000千円（既定予算とあわせ 304,200千円） （債務負担行為の設定）

世帯主が負傷したり、住居や家財が大きな損害を受けた被災者に対し、生活を立て直すための資金の貸付けを行います。また、被災者の経済的負担を軽減するため、無利子となるよう利子相当分を県が全額助成します。

- ・災害援護資金の貸付け 3億円
- ・利子補給額 融資額 3億円以内について、年利3.0%以内の利子相当額

○災害復興住宅資金利子補給事業（住宅課）（債務負担行為の設定）

被災した住宅の補修等に係る被災者の経済的負担を軽減するため、被災者が資金を金融機関から借り入れる場合に、市町村と共同して利子の一部を助成します。

- ・利子補給額 市町村が行う利子補給に対し、県が市町村に1%分を上限に助成

(2) 農林水産業・商工業者等への支援

○被災農業者・漁業者への融資に対する利子補給・債務保証料補助（団体指導課） （債務負担行為の設定）

・県単災害対策資金利子補給事業

農林水産物等に被害を受けた農業・漁業者が、再生産に必要な資金や施設の復旧資金について、金融機関から無利子で融資を受けられるよう、利子補給の対象となる融資枠を拡大します。

- ・融資枠の拡大 農業：（変更前）10億円 →（変更後）30億円
漁業：（変更前）1億円 →（変更後）3億円
- ・利子補給額 上記融資枠について、年利1.445%以内の利子相当額

・県単災害対策資金債務保証料補助事業

被災した農業・漁業者が県単災害対策資金を借り入れる際に支払いが必要となる保証料について、事業者の負担とならないよう、市町村と協調して全額を助成します。

- ・保証料率 農業：0.2%以内 を助成
漁業：0.8%以内 を助成

・農業・漁業近代化資金利子補給事業

被害を受けた農業・漁業者が、再建や更新又は修繕により多くの資金を必要とする場合に、金融機関から低利で融資を受けられるよう、利子補給の対象となる融資枠を拡大します。

- ・融資枠の拡大 農業：（変更前）30億円 →（変更後）50億円
漁業：（変更前）8億円 →（変更後）18億円
- ・利子補給額 上記融資枠について、年利1.8%以内の利子相当額

○セーフティネット資金利子補給事業（経営支援課）（債務負担行為の設定）

強風及び停電等の被害を受けた中小企業が設備等を復旧する際に、金融機関から低利で融資を受けられるよう、中小企業振興資金のセーフティネット資金について利子補給を実施します。

- ・利子補給額 融資額40億円以内について、年利1.0%以内の利子相当額

令和元年10月17日
千葉県県土整備部建築指導課
千葉県農林水産部農林水産政策課
千葉県商工労働部経済政策課
千葉県総務部財政課

令和元年台風15号被害への支援対策について

本県に上陸した令和元年台風15号により、広範囲で長期にわたる停電や断水、膨大な数の住家損壊や、過去最大級の農林水産業被害などが発生しており、県民生活や産業活動に極めて甚大な影響を及ぼしました。

今後、本格的に、復旧・復興に向けた取組みを進めていくこととし、まずは、「一部損壊の住宅の再建」及び「農林漁業者や中小企業者の事業再開」に対し、以下のとおり、支援を行うこととしました。

○ 一部損壊の住宅への支援（建築指導課・住宅課）

国の被災者生活再建支援制度の対象とならない「一部損壊の住宅」に対し、災害救助法及び国の交付金による支援のほか、別途、独自支援を行います。

【①災害救助法による支援】

一部損壊10%以上20%未満について、30万円の応急修理

（負担割合）国1/2 県1/2

【独自支援】

- ・修理費が150万円超の場合、工事費の20%（20万円）を上限に別途支援を行います。（応急修理と合わせて50万円まで）

（負担割合）県8/10 市町村2/10 ※別途支援20万円の場合 県16万円 市町村4万円

【②国の交付金による支援】

災害救助法適用地域：一部損壊10%未満について、工事費の20%を支援（上限30万円）

災害救助法適用外地域：一部損壊20%未満について、工事費の20%を支援（上限30万円）

（負担割合）国1/2 県・市町村1/2

【独自支援】

- ・国の交付金による支援分（30万円分）については、県と市町村の負担割合は折半とせず、県3/10、市町村2/10とします。 ※国15万円 県9万円 市町村6万円

- ・修理費が150万円超の場合、補助上限額を30万円から50万円まで引き上げます。

（負担割合）県8/10 市町村2/10 ※上乗せ額20万円の場合 県16万円 市町村4万円

○ 被災農業施設等の復旧への支援（担い手支援課）

被災した農業用ハウス等（畜舎を含む）の復旧及び撤去に要する経費に対し、国と協調して支援を行います。

【国の支援】

（補助対象）農業用ハウス・機械等の再建・修繕・撤去

（補助率）国 3/10 以内（共済加入者は給付分も含めて最大 5/10 未加入者は 3/10）

【独自支援】

・被災農家の負担が 1/10 以下になるように、県独自で上乗せを行います。

共済加入者 国 3～5/10 県 2～4/10 市町村 2/10 被災者 1/10

共済未加入者 国 3/10 県 4/10 市町村 2/10 被災者 1/10

（補助対象）事業費 20 万円以上

○ 被災農林水産業共同利用施設等の復旧・復興への支援（団体指導課・水産課・漁業資源課）

農協や漁協等に対し、被災した共同利用施設等の復旧・復興費用について、国と協調して支援を行います。

【国の支援】

（補助対象）加工施設、荷捌き施設、共同作業場等の復旧

※直営食堂、直売所、事務所等は対象外

（補助率）（40 万円以下）国 3/10 （40 万円超）国 5/10

【独自支援】

・農協施設：国 3/10・5/10 県 1/10

・漁協施設：国 3/10・5/10 県 2/10

また、国補助対象とならない漁協施設（直営食堂、直売所等）・漁具設備・種苗等について、県単独で 5/10 を補助します。

○ 被災畜産農家への支援（畜産課）

長期の停電・断水等により家畜が死亡するなどの被害を受けた畜産農家が、畜産物を産み出す家畜を新たに導入する経費に対し、県単独で支援を行います。

（補助対象）乳牛、繁殖豚、採卵鶏の導入費用（共済給付を除く）

（補助率）1/2

○ 被災中小企業への支援（経済政策課）

被災した中小企業に対し、事業活動の再開に必要な費用について支援を行います。

（補助対象）施設修繕費、機械装置費、設備廃棄費、備品費等（保険給付を除く）

（補助率）2/3

（補助金額）上限500万円

【問い合わせ先】

○一部損壊の住宅への支援

（国交付金及び独自支援）県土整備部建築指導課 043-223-3192

（災害救助法による応急修理）県土整備部住宅課 043-223-3233

（災害救助法全般）防災危機管理部防災政策課 043-223-3401

○被災農業施設等の復旧への支援

農林水産部担い手支援課 043-223-2901

○被災農林水産業共同利用施設等の復旧・復興への支援

（農協施設）農林水産部団体指導課 043-223-3076

（漁協施設）農林水産部水産課 043-223-3038

農林水産部漁業資源課 043-223-3604

○被災畜産農家への支援

農林水産部畜産課 043-223-2929

○被災中小企業への支援

商工労働部経済政策課 043-223-2709

令和元年度 1 2 月補正予算案について

令和元年 11 月 13 日

千葉県総務部財政課

043-223-2076

＜ 1 2 月補正予算案の特徴 ＞

- ◎ 1 2 月補正予算では、台風 1 5 号・1 9 号及び 1 0 月 2 5 日の大雨被害からの本格的な復旧・復興に向けて、
- ・ 一部損壊の住宅への支援など被災者の生活再建
 - ・ 農林漁業者や中小企業の事業再開に向けた支援
 - ・ インフラや学校施設等の復旧
- などに係る経費を計上しました。
- ◎ また、国内外で発生している豚コレラなどの家畜伝染病に対して、県内での発生防止に向けた緊急対策を実施します。
- ◎ さらに、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定を行うために人件費を増額するほか、適正な工期を確保するための繰越明許費及び、来年度以降の事業の早期執行を図るための債務負担行為を設定します。

がんばろう！千葉

千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

I 補正予算規模（一般会計）

498億66百万円（補正後予算額 1兆8,201億4百万円）

【歳出内訳】

1 台風15号・19号及び大雨被害からの復旧・復興 470億42百万円

（1）被災者の生活再建支援	38億53百万円
（2）産業の再開支援	306億20百万円
（3）社会福祉施設等の復旧支援	7億34百万円
（4）インフラの復旧	100億66百万円
（5）県有施設の復旧	17億69百万円

2 その他 28億24百万円

人事委員会勧告に係る人件費の補正 等

【歳入内訳】

- ・ 地方譲与税 12億円（966億30百万円→978億30百万円）
（地方法人特別譲与税）
- ・ 地方特例交付金 8億87百万円（80億2百万円→88億89百万円）
- ・ 寄附金 1億23百万円（6百万円→1億29百万円）
（台風被害への支援に対する、企業や個人からの寄附金）
- ・ 分担金負担金 68百万円（78億29百万円→78億97百万円）
（河川改良費負担金、砂防費負担金）
- ・ 国庫支出金 195億95百万円（1,659億56百万円→1,855億51百万円）
（農業用ハウス等再建支援、農協等共同利用施設等災害復旧、県立学校災害復旧 等）
- ・ 県債 35億80百万円（1,893億87百万円→1,929億67百万円）
（災害復旧事業債、道路事業債、河川海岸事業債、治山事業債 等）
- ・ 繰入金 244億13百万円（343億7百万円→587億20百万円）
（災害復興・地域再生基金）

Ⅱ 12月補正予算案の主な施策

1 台風15号・19号及び大雨被害からの復旧・復興

(1) 被災者の生活再建支援

- 被災された方の早期の生活再建を支援するため、これまで支援制度の対象外であった一部損壊の住宅の修理費用について、国の制度を活用した助成と併せ、上限額の上乗せや補助対象の拡充など、県独自の支援を行います。
また、住家が全壊するなど住まいを失った方に対し、応急仮設住宅として、県で民間賃貸住宅を借り上げます。
- 被災市町村に対する物資の供給や自衛隊への災害派遣要請など、応急復旧活動に要した費用を計上します。
- 死亡した方の遺族や負傷した方、住居が全壊した世帯に対し、弔慰金・見舞金を支給します。
- 休校を余儀なくされた学校において、児童・生徒の補習授業の実施等のために必要となるスクール・サポート・スタッフを追加で配置します。

・一部損壊の住宅への支援【新規】	3,200,000千円（6頁）
・応急仮設住宅の借上げ【新規】	64,000千円（7頁）
・物資輸送等応急復旧活動経費	490,000千円（7頁）
・災害弔慰金・見舞金	80,000千円（7頁）
・スクール・サポート・スタッフ配置事業	19,100千円（8頁）

(2) 産業の再開支援

- 被災した農業用ハウス等の施設の再建・修繕や撤去費への助成について、農業者負担を軽減するため、従来よりも県の補助率を上乗せするとともに、復旧に併せてハウスを強化・補強する経費についても新たに支援します。
また、農林業共同利用施設や卸売市場の復旧・整備費用について支援します。
- 畜舎の被災や長期の停電等の影響により、死亡・廃用となった家畜について、新たに導入する経費に対し、県単独で助成します。
- 漁協等に対し、被災した水産業共同利用施設の復旧費用について、国の補助に上乗せして支援します。また、国の補助の対象とならない施設や漁具・種苗についても、県単独で助成します。
- 中小企業に対し、事業活動の再開に向けた施設修繕費や備品費等について、新たに支援します。また、商店街の施設・設備の復旧費用について助成します。
- 被災地域の復興を支援するため、県産農林水産物の販売促進フェアや観光プロモーションなど、「がんばろう！千葉」キャンペーンを実施します。また、旅行・宿泊料金の割引の支援を行います。

・被災農業施設等復旧支援事業【新規】	23,840,500千円（9頁）
・農林業共同利用施設災害復旧事業補助金【新規】	195,500千円（9頁）
・被災産地施設支援事業【新規】	916,025千円（10頁）
・被災畜産業緊急支援対策事業【新規】	229,732千円（10頁）
・水産業共同利用施設災害復旧事業【新規】	198,447千円（11頁）
・水産関連施設等復旧緊急対策事業【新規】	314,338千円（11頁）
・千葉県中小企業復旧支援事業【新規】	3,200,000千円（12頁）
・商店街復旧支援事業【新規】	20,000千円（12頁）
・「がんばろう！千葉」キャンペーン事業【新規】	88,400千円（12頁）
・千葉県宿泊支援事業【新規】	500,000千円（12頁）

(3) 社会福祉施設等の復旧支援

- 障害者支援施設や特別養護老人ホームなど、社会福祉施設の復旧費用について助成します。
- 被災した私立学校の教育環境の復旧を支援するため、建物の修繕等に要する経費について、県単独で助成します。
- 国・県指定文化財の修繕や再建工事等に要する費用について、助成します。

・社会福祉施設等災害復旧事業【新規】	455,750千円（13頁）
・私立学校施設災害復旧支援事業【新規】	50,000千円（13頁）
・被災文化財再建支援事業【新規】	227,690千円（13頁）

(4) インフラの復旧

- 道路や港湾などの土木施設の復旧や、大規模な地すべりのあった箇所の緊急対策工事を実施します。また、倒木や土砂、海岸漂着物の撤去など応急対策に要した費用を計上します。
- 倒木や崩落が発生した林道、土砂災害等が発生した山地、また被災した漁港施設を復旧します。

・公共土木施設災害復旧等事業	4,400,000千円（14頁）
・災害関連緊急砂防対策事業	500,000千円（14頁）
・災害関連応急対策事業	3,560,950千円（14頁）
・林道施設災害復旧事業	472,500千円（15頁）
・治山施設災害関連事業	892,000千円（15頁）
・漁港災害復旧事業	194,100千円（15頁）

(5) 県有施設の復旧

○ 県立学校や社会教育施設、警察・交通安全施設など、被害を受けた県有施設を復旧します。

・ 県立学校災害復旧事業【新規】	1,110,000千円 (16頁)
・ 社会教育施設等災害復旧事業【新規】	105,380千円 (16頁)
・ 警察施設復旧事業【新規】	66,000千円 (16頁)
・ 交通安全施設復旧事業【新規】	89,000千円 (17頁)
・ 県有施設復旧事業【新規】	398,553千円 (17頁)

2 その他

○ 豚コレラなどの家畜伝染病の発生防止のため、養豚農家が行う防護柵等の設置費用について、国の補助に上乗せして支援します。

○ 人事委員会勧告に基づく給与改定や、災害対応に係る時間外勤務手当等について、所要額を計上します。

・ アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業【新規】	495,000千円 (18頁)
・ 人件費	2,321,973千円 (18頁)

Ⅲ 主要事項

1 台風15号・19号及び大雨被害からの復旧・復興

(1) 被災者の生活再建支援

○一部損壊の住宅への支援【新規】(建築指導課) 3,200,000千円

被災された方の早期の生活再建を支援するため、これまで支援制度の対象外であった一部損壊の住宅の修理費用について、国の制度を活用した助成と併せ、上限額の上乗せや補助対象の拡充など県独自の支援により、最大で50万円を助成します。

[補助対象] 被災した屋根・外壁等の修理費用

1. 災害救助法適用地域の被災住宅で一部損壊10%以上の場合

- ・修理費が150万円を超える分について、20%(20万円)を上限に支援

災害救助法の応急修理とあわせて、最大50万円

(補助率) 県8/10、市町村2/10

※修理費150万円以下の分については、災害救助法の応急修理により、最大30万円まで国と県が協調して補助(補助率:国1/2、県1/2)

2. 災害救助法適用地域の被災住宅で一部損壊10%未満及び 災害救助法適用外地域の一部損壊住宅の場合

(1) 国交付金の対象となる修理

国交付金を活用し、修理費の20%(30万円)を上限に支援するとともに、修理費が150万円を超える場合については、県独自で最大20万円を上乗せ

(補助率) 修理費150万円以下: 国5/10、県3/10、市町村2/10

修理費150万円超 : 県8/10、市町村2/10

(2) 国交付金の対象とならない修理

修理費の20%(50万円)を上限に県独自に支援

(補助率) 県8/10、市町村2/10

※(1)と(2)の併用可能。ただし、あわせて最大50万円が上限

○応急仮設住宅の借上げ【新規】（住宅課） 64,000千円

災害救助法に基づく応急仮設住宅として、県が民間賃貸住宅を借上げます。

[借上戸数] 74戸を予定

○物資輸送等応急復旧活動経費（防災政策課・危機管理課） 490,000千円

被災市町村の避難所運営に必要な物資の供給や自衛隊への災害派遣要請など、応急復旧活動に要した経費を計上します。

[主なもの]

- | | |
|--------------|-----------|
| ・被災市町村への物資供給 | 400,000千円 |
| ・自衛隊への災害派遣要請 | 40,000千円 |

○災害弔慰金・見舞金（防災政策課） 80,000千円

災害により死亡した方の遺族や負傷した方、住居が全壊した世帯に対し、弔慰金・見舞金を支給します。

[支給額] 弔慰金：死亡した方の遺族 1人につき510万円（生計維持者以外は260万円）

見舞金：重傷者 1人につき3万円、住家全壊 1世帯につき10万円

○スクール・サポート・スタッフ配置事業（教職員課）

19,100千円

（既定予算とあわせ 132,100千円）

休校を余儀なくされた学校において、児童・生徒の補習授業を行うなどのため必要となるスクール・サポート・スタッフを追加で配置します。

[配置予定校] 小・中学校 25校 特別支援学校 5校

[業務内容] 授業準備、校内掲示物の作成、会議の準備 等

[負担割合] 国1/3 県2/3

(2) 産業の再開支援

①農林水産業者への支援

○被災農業施設等復旧支援事業【新規】(担い手支援課) 23,840,500千円

台風・大雨により甚大な被害が発生した農業用ハウス等の施設の再建・修繕や撤去について、農業者負担を軽減するため、従来よりも県の補助率を上乗せして助成するとともに、再建・修繕と併せてハウスを強化・補強する経費についても新たに助成します。

- ・施設の再建・修繕、撤去 21,341百万円

[補助対象] 農業用ハウス、畜舎、加工用機械等の再建、更新、修繕、撤去・処分に係る経費

[補助率] 7/10 (国3~5/10、県2~4/10)

市町村2/10、農業者1/10以下の負担を想定

- ・農業用ハウスの強化、補強 2,500百万円

[補助対象] 復旧に併せてハウスを強化・補強するための経費

[補助率] 1/2 (国3/10、県2/10) 上限額5,000千円

○農林業共同利用施設災害復旧事業補助金【新規】(団体指導課) 195,500千円

被災した農業協同組合が所有する共同利用施設の復旧費用について、国の補助に上乗せして助成します。

[事業主体] 農業協同組合

[補助対象] 共同作業場、倉庫、育苗生産施設等の復旧

[補助率] 40万円以下の部分 4/10 (国3/10、県1/10)

40万円を超える部分 6/10 (国5/10、県1/10)

○被災産地施設支援事業【新規】（生産振興課・流通販売課） 916,025千円

農協等に対し、農業生産基盤の回復や産地の体制強化、生鮮食品等の安定供給の確保のために必要な被災施設の整備費用について支援します。

・ 共同利用施設

[事業主体] 農業協同組合、生産組合

[補助対象] 復旧に併せた共同利用施設の整備等

[補助率] 国1/2以内

・ 卸売市場

[事業主体] 卸売市場開設者

[補助対象] 卸売市場施設の修繕、撤去

[補助率] 国1/2、1/3以内

○団体営農業施設等災害復旧事業（耕地課） 1,010,000千円

（既定予算とあわせ 1,250,000千円）

被災した市町村、土地改良区等が保有・管理する農業用施設の復旧費用について助成します。

[事業内容]

・ 排水機場復旧工事、遊水地土砂等撤去 350,000千円

・ 農地、農道等の復旧 660,000千円

[補助割合] 国65%以上、団体等35%以下

○果樹栽培地再生事業【新規】（生産振興課） 20,000千円

被災した果樹園の復旧費用のうち、国庫補助事業の対象とならない費用について助成します。

[補助対象] 倒木等の除去に要する経費

[補助率] 1/4以内

○被災畜産業緊急支援対策事業【新規】（畜産課） 229,732千円

台風による畜舎の被災や長期の停電等による影響で、搾乳牛等が死亡または廃用となったことにより、新たに搾乳牛等を導入する費用について助成します。

[補助対象] 被災により死亡した搾乳牛・繁殖豚・採卵鶏の再導入費用

[補助率] 1/2以内（共済給付を除く）

○被災特用林産物復旧事業【新規】（森林課） 67,500千円

台風による長期の停電の影響により廃棄した特用林産物生産資材について、新たに地域材で生産資材を導入する費用について助成します。

[補助対象] 廃棄したキノコ生産に用いる培地について国産材により再導入する費用

[補助率] 国1/2以内

○水産業共同利用施設災害復旧事業【新規】（水産課） 198,447千円

被災した水産業協同組合が所有する共同利用施設の復旧費用について、国の補助に上乗せして助成します。

[補助対象] 加工施設、荷捌施設、共同作業場等の復旧

[補助率] 40万円以下の部分 5/10（国3/10、県2/10）

40万円を超える部分 7/10（国5/10、県2/10）

○水産関連施設等復旧緊急対策事業【新規】（水産課・漁業資源課） 314,338千円

被災した水産業協同組合が所有する共同利用施設の復旧費用のうち、国庫補助の対象とならない施設等について助成します。

[補助対象] 漁協施設（直営食堂、事務所等）、漁具等の復旧
種苗の再導入

[補助率] 5/10

○被災漁船復旧事業【新規】（水産課） 20,000千円

所有する漁船が被災した漁業者に対し、漁船の復旧等に必要な費用について助成します。

[補助対象] 漁船の購入または修理に要する費用が、日本漁船保険組合が支払う保険価格を超える者

[補助額] 日本漁船保険組合の保険価格の1/4（ただし自己負担額の1/2を上限）

② 商工業・観光業者等への支援

○千葉県中小企業復旧支援事業【新規】（経済政策課） 3,200,000千円

被災した中小企業に対し、事業活動の再開に必要な費用について助成します。

[補助対象] 施設修繕費、機械装置費、設備廃棄費、備品費等（保険給付を除く）

[補助率] 3/4 上限額10,000千円

○商店街復旧支援事業【新規】（経営支援課） 20,000千円

被災した商店街の施設・設備の復旧に必要な費用について助成します。

[補助対象] 災害により破損した街路灯、アーケード等の復旧費用

[補助率] 2/3 上限額5,000千円

③ 農林水産物の販売促進・観光振興による復興支援

○「がんばろう！千葉」キャンペーン事業【新規】（流通販売課・観光誘致促進課）

88,400千円

被災地域の復興を支援するため、県産農林水産物フェアや、交通広告等を活用した情報発信、イベントなど県内外に向けた観光プロモーションを実施します。

[事業内容]

- ・民間事業者等が実施するフェア等への販売促進資材の提供
- ・卸売業者等と連携した販売促進フェアの実施
- ・被災産地の情報発信、広報媒体によるPR等
- ・交通広告を活用した観光プロモーション及び観光PRイベントの開催
- ・SNSを活用した元気な千葉県観光地の情報発信

○千葉県宿泊支援事業【新規】（観光誘致促進課） 500,000千円

千葉県内の観光需要を喚起するため、旅行・宿泊料金の割引の支援を行います。

[割引額] 1人1泊あたり最大5,000円

(3) 社会福祉施設等の復旧支援

○社会福祉施設等災害復旧事業【新規】(障害福祉事業課等) 455,750千円

障害者支援施設や特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の復旧に要する費用について助成します。

[負担割合]

国1/2、県1/4、事業者1/4 等

○私立学校施設災害復旧支援事業【新規】(学事課) 50,000千円

県内の私立学校に通う児童・生徒、園児の教育環境の復旧を図るため、被害を受けた建物の修繕等に要する経費に対し、助成します。

[補助率] 1/2

[補助基準額] 1校・園あたり 上限額2,000千円

○被災文化財再建支援事業【新規】(文化財課) 227,690千円

被災した指定文化財の復旧に係る経費について助成します。

1. 国指定文化財 19件 164,590千円

[補助率]

・文化財保存整備助成事業：国(直接)70%、県20%、事業主体10%

・文化財管理助成事業：国(間接)25%、県25%、事業主体50%

2. 県指定文化財 28件 63,100千円

[補助率]

・文化財保存整備助成事業：県75%、事業主体25%

(4) インフラの復旧

○公共土木施設災害復旧等事業（県土整備政策課） 4,400,000千円
（既定予算とあわせ 5,400,000千円）

被災した道路や港湾などの公共土木施設を復旧します。

[事業内容]

- ・道路 1,914,600千円（既定予算と合わせ 2,019,600千円）
- ・河川海岸 1,395,700千円（既定予算と合わせ 2,120,700千円）
- ・港湾 907,700千円（既定予算と合わせ 1,067,700千円）
- ・公園 182,000千円（既定予算と合わせ 192,000千円）

○災害関連緊急砂防対策事業（河川整備課） 500,000千円

大規模な土砂災害のあった箇所について、再度の災害を防ぐため、緊急的に土砂災害防止工事を行います。

[事業内容]

- ・土砂災害対策（斜面对策工事） 500,000千円

○災害関連応急対策事業（県土整備政策課、道路環境課、河川整備課、河川環境課、公園緑地課） 3,560,950千円

道路を塞ぐ倒木や地すべりにより河川に流れ込んだ土砂、海岸への漂着物の撤去など、台風被害の応急対策に要した費用を計上します。

[事業内容]

- ・道路の倒木撤去や法面補修など 1,369,000千円
- ・河川への倒竹木や急傾斜地の崩土の撤去など 764,800千円
- ・海岸への漂着物の撤去など 315,350千円
- ・公園の倒木撤去や施設の応急修繕など 125,300千円
- ・復旧工事に必要な測量・設計 986,500千円

○林道施設災害復旧事業（森林課） 472,500千円
(既定予算とあわせ 546,000千円)

台風により倒木や崩落が発生した県及び市町村が管理する林道について復旧を行います。

[事業内容]

- ・ 県営林道施設災害復旧事業 105,000千円（既定予算とあわせ125,000千円）
- ・ 市町村営林道施設災害復旧事業 367,500千円（既定予算とあわせ375,000千円）

○治山施設災害関連事業（森林課） 892,000千円
(既定予算とあわせ 927,500千円)

台風により土砂災害等が発生した山地の復旧整備や保安施設整備について支援します。

[事業内容]

- ・ 災害関連緊急治山等事業 852,000千円（既定予算とあわせ876,000千円）
- ・ 林地崩壊防止事業 40,000千円

○漁港災害復旧事業（漁港課） 194,100千円
(既定予算とあわせ 299,100千円)

台風により被災した漁港施設の復旧等を行います。

[事業内容]

- ・ 公共漁港災害復旧事業 85,000千円（既定予算とあわせ185,000千円）
- ・ 県単漁港災害復旧事業 109,100千円（既定予算とあわせ114,100千円）

○漁港管理事業（漁港課） 46,400千円
(既定予算とあわせ 122,521千円)

台風により損壊した照明灯やオイルフェンス格納庫等の漁港施設の修繕等を行います。

(5) 県有施設の復旧

○県立学校災害復旧事業【新規】(教育施設課) 1,110,000千円

被害を受けた県立学校の校舎及び体育館等を復旧します。

[対象施設] 県立高校75校、県立特別支援学校17校 計92校

[主な内容] 防水シートの張替え、体育館(屋根)の修繕、倒木処理 等

○社会教育施設等災害復旧事業【新規】(生涯学習課・文化財課) 105,380千円

県立青少年教育施設、博物館等の社会教育施設等について復旧します。

[主な対象施設]

- ・県立青少年教育施設 4施設
- ・県立博物館 7施設

○警察施設復旧事業【新規】(警察本部会計課) 66,000千円

台風により被害を受けた警察庁舎、警察署及び交番・駐在所を復旧します。

[対象施設・箇所数]

- ・本部施設：4施設 18,006千円
- ・警察署：5施設 13,505千円
- ・交番・駐在所：9施設 34,489千円

○交通安全施設復旧事業【新規】（警察本部交通規制課） 89,000 千円

台風により被害を受けた信号機や交通量を把握する車両感知器などの装置を復旧します。

[対象施設・箇所数]

- ・ 信 号 機： 27箇所 10,641千円
- ・ 情報収集装置(車感知器)： 169箇所 38,701千円
- ・ 情報収集提供装置(光ビーコン)：89箇所 39,658千円

○県有施設復旧事業【新規】 398,553 千円

台風により被害を受けた県有施設の復旧・修繕を行います。

[主な対象施設]

- ・ 消防学校 12,800 千円
- ・ 健康福祉センター (6 施設) 4,000 千円
- ・ 児童福祉施設 (2 施設) 12,150 千円
- ・ 生涯大学校 (4 施設) 4,600 千円
- ・ 県立文化会館 (4 施設) 25,400 千円
- ・ 大気環境測定局 (7 局) 13,900 千円
- ・ 市原高等技術専門校 12,000 千円
- ・ 畜産総合研究センター (2 施設) 49,243 千円
- ・ 県民の森 (5 施設) 17,900 千円
- ・ 水産総合研究センター等 (4 施設及び調査・指導船) 183,910 千円
- ・ 体育施設 (総合スポーツセンター、国際総合水泳場) 25,000 千円

<10月17日に公表した支援対策から追加・修正した主な事業>

○被災農業施設等復旧支援事業

農業用ハウスの施設の再建・修繕や撤去へ支援について、再建・修繕と併せてハウスを強化・補強する経費についても、新たに助成することとしました。

【追加分】

- ・農業用ハウスの強化、補強

[補助対象] 復旧に併せてハウスを強化・補強するための経費

[補助率] 1/2 (国3/10、県2/10) 上限額500万円

○千葉県中小企業復旧支援事業

被災した中小企業に対する事業活動の再開に必要な施設修繕、機械装置等への支援について、補助率を2/3としていましたが、国の「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」を踏まえ、3/4に引き上げました。

また、上限額を500万円から1,000万円に引き上げました。

○千葉県宿泊支援事業

国の「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」において、被災地域の旅行・宿泊料金の割引の支援(1人1泊最大5,000円)が行われることとなりましたので、事業を追加しました。

令和元年度2月補正予算案について

令和2年1月30日
千葉県総務部財政課
043-223-2076

- 1 2月補正予算では、12月補正予算に引き続き、**台風等災害からの復旧・復興に必要な経費を計上**するとともに、**国の補正予算に対応**し、道路橋りょう、河川海岸事業等の**防災・減災対策**などの経費を計上しました。
- 2 また、**CSFワクチン接種に要する経費を計上**するほか、人件費や社会保障費、公債費などについて、**実績を踏まえて精査**しました。
- 3 この結果、一般会計の2月補正予算規模は、**298億73百万円の減額**で、補正後の最終予算額は、**1兆7,902億31百万円**となりました。

I 一般会計の予算規模

- 1 補正予算規模 ▲298億73百万円（補正後予算額 1兆7,902億31百万円）
- (1) 令和元年の台風等災害からの復旧・復興 91億7百万円
- (2) 国の補正予算に係るもの 113億4百万円
- ※（「(1) 令和元年の台風等災害からの復旧・復興」との重複分21億5百万円を含む。）
- (3) 上記以外の事業費に係るもの ▲481億79百万円

[歳入内訳]

- ・県税 ▲169億90百万円 (8,264億88百万円→8,094億98百万円)
(地方消費税・法人二税・個人県民税の減等)
- ・地方譲与税 ▲63億円 (978億30百万円→915億30百万円)
(地方法人特別譲与税の減)
- ・臨時財政対策債を含む
実質的な普通交付税 ▲3億16百万円 (2,770億円→2,766億84百万円)
(臨時財政対策債の減)
- ・特別交付税 100億円 (10億円 → 110億円)
 - うち東日本大震災対応分 20億円 (皆増)
 - うち令和元年災害対応分 80億円 (皆増)
- ・県債（臨財債を除く） 124億11百万円 (899億67百万円→1,023億78百万円)
 - うち減収補てん債 130億円 (皆増)

県税収入が当初の想定より減収する見込みであることや、令和2年度当初予算において見込まれている多額の収支差解消のため、今年度の財政調整基金の取崩しを見送ることとし、減収補てん債を発行します。
- ・繰入金 ▲254億36百万円 (587億20百万円→332億84百万円)
 - うち財政調整基金 ▲131億55百万円 (皆減)
 - うち災害復興地域再生基金 ▲91億72百万円 (312億67百万円→220億95百万円)
- ・その他 ▲32億42百万円 (4,690億99百万円→4,658億57百万円)
(諸収入、国庫支出金の減等)

Ⅱ 主な補正予算（歳出）の内容

1 令和元年の台風等災害からの復旧・復興

○一部損壊の住宅への支援（建築指導課） 800,000 千円
(既定予算とあわせ 4,000,000 千円)

令和元年9月から10月の台風等により被災した一部損壊住宅の修理費用に対する助成について、被害状況の調査が進み、被災棟数が増加したため、事業費を増額します。

[補助対象] 被災した屋根・外壁等の修理費用

1. 災害救助法適用地域の被災住宅で一部損壊 10%以上の場合

- ・修理費が150万円を超える分について、20%（20万円）を上限に支援

災害救助法の応急修理とあわせて、最大50万円

（補助率）県 8/10、市町村 2/10

※修理費150万円以下の分については、災害救助法の応急修理により、最大30万円まで国と県が協調して補助（補助率：国 1/2、県 1/2）

2. 災害救助法適用地域の被災住宅で一部損壊 10%未満 及び

災害救助法適用外地域の一部損壊住宅の場合

(1) 国交付金の対象となる修理

国交付金を活用し、修理費の20%（30万円）を上限に支援するとともに、修理費が150万円を超える場合については、地方単独で最大20万円を上乗せ

（補助率）修理費150万円以下：国 5/10、県 3/10、市町村 2/10

修理費150万円超：県 8/10、市町村 2/10

(2) 国交付金の対象とならない修理

修理費の20%（50万円）を上限に地方単独で支援

（補助率）県 8/10、市町村 2/10

※（1）と（2）の併用可能。ただし、あわせて最大50万円が上限

○応急仮設住宅の借上げ（住宅課）

166,998 千円

（既定予算とあわせ 230,998 千円）

災害救助法に基づき、県が民間賃貸住宅を借り上げて提供する応急仮設住宅について、入居要件が緩和され、借上戸数が増となる見込みであることから、事業費を増額します。

[借上戸数] 600戸を予定

○被災農業施設等復旧支援事業（担い手支援課）

3,069,000千円

（既定予算とあわせ 26,909,500 千円）

令和元年の台風等により、大きな被害が発生した農業用施設の再建や修繕等について、被災状況の確認が進み、申請件数の増加が見込まれるため、助成額を増額します。

[事業内容]

- ・施設の再建・修繕、撤去

[補助対象] 農業用ハウス、畜舎、加工用機械等の再建、更新、修繕、撤去・処分に
係る経費

[補助率] 9/10以内（国3～5/10以内、県2～4/10以内、市町村2/10以内）

- ・農業用ハウスの強化・補強

[補助対象] 復旧に併せてハウスを強化・補強するための経費

[補助率] 1/2以内（国3/10以内、県2/10以内）上限500万円

○台風15号等に係る災害救助事業【新規】（防災政策課）

1,300,000 千円

台風15号等において、災害救助法に基づき被災市町村が実施した避難所の設置や食品・飲料水等の供給、住宅の応急修理などの救助に要した経費等を負担します。

[負担割合] 国 1/2、県（災害救助基金）1/2

[主なもの]

- ・避難所の設置 60,000 千円
- ・食品・飲料水の供給 42,000 千円
- ・生活必需品の供給 8,000 千円
- ・住宅の応急修理 1,050,000 千円

○災害救助基金への積立（防災政策課）

771,505 千円

（既定予算とあわせ 946,500千円）

今般の台風等で、災害救助事業の実施のために活用された災害救助基金について、今後の災害に備えるため、災害救助法に基づく必要額となるよう積立を行います。

○地域コミュニティ施設等再建支援事業【新規】（市町村課）

150,000 千円

台風15号・19号、10月25日の大雨により被害を受けた集会所などの地域コミュニティ施設について、自治会・町内会等が行う施設の復旧に要する経費に対し、助成します。

[補助先] 県内市町村（間接補助）

[対象経費] 自治会・町内会等が行なう地域コミュニティ施設の復旧（建替え・修繕）

[施設要件] 地域の住民がコミュニティ活動等で利用するために、維持・管理している施設であること

[補助率] 1/3

[補助上限額] 1施設あたり 建替え5,000千円、修繕2,500千円

○災害に強い森づくり事業【新規】（森林課）

48,672 千円

台風15号の被害を踏まえ、道路・電線等の重要インフラに近接する森林において、更なる倒木被害が発生することを防止するため、緊急的に実施する復旧整備や伐採等を支援します。

[交付先] 森林組合等

[補助率] 4/10以内(国3/10 県1/10)

○治山事業（森林課）

440,000千円

（既定予算とあわせ 2,903,009千円）

10月25日の大雨により発生した山地災害箇所への復旧を行うほか、早急に治山対策を行う箇所を前倒しで実施するため、事業費を増額します。

- ・山地治山事業 85,000千円
- ・治山施設災害関連事業 355,000千円

○一宮川流域浸水対策特別緊急事業（河川整備課）

100,000千円

（既定予算とあわせ 900,000千円）

令和元年度の大雨による甚大な被害を踏まえ、一宮川流域において同規模の降雨による再度の浸水被害ゼロを目指すために実施する特別緊急事業について、必要な測量、設計等の経費を計上します。

[主な事業内容]

- ・用地測量、物件調査、概略設計

○社会福祉施設等災害復旧事業（障害福祉事業課等）

869,255千円

（既定予算とあわせ 1,325,005千円）

障害者支援施設や特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の復旧に要する費用への助成について、被災状況の確認が進んだことにより、対象施設数が増えたため、事業費を増額します。また、新たに、設備等の復旧に要する費用について助成します。

[負担割合]

- ・施設整備 国1/2、県1/4、事業者1/4 等
- ・設備整備【新規】 国10/10

○非常用自家発電設備等整備事業（高齢者福祉課、医療整備課、障害福祉事業課）

714,800 千円

災害時に高齢者福祉施設や障害者支援施設等の入所者等の安全な生活環境を確保するため、非常用自家発電設備の整備について、助成します。

[補助率] 国 1/2、県 1/4、事業者 1/4

[補助対象] 非常用自家発電設備

[内 訳]	特別養護老人ホーム等	450,000 千円
	介護老人保健施設	75,000 千円
	障害者支援施設等	189,800 千円

2 国の補正予算に係るもの

(1) 防災・減災対策等

○道路橋りょう事業（道路整備課・道路環境課） 2,829,254千円
（既定予算とあわせ 45,085,142千円）

○街路事業（道路整備課） 830,000千円
（既定予算とあわせ 12,890,123千円）

防災・減災の強力な推進及び県民の安全・安心を確保するため、災害発生時においても、救急救命活動を支援する道路の整備を進めることや、交通事故から未就学児等を守るため、ガードレール等を設置することなどの事業費を増額します。

- ・国道道路改築事業 400,000千円
- ・社会資本整備総合交付金事業 1,300,000千円
- ・社会資本整備総合交付金事業（交付金街路） 830,000千円
- ・防災・安全交付金事業 1,129,254千円

○河川・海岸・砂防事業（河川整備課・河川環境課）（一部再掲） 1,545,000千円
（既定予算とあわせ 28,073,400千円）

台風等での被害を踏まえ、氾濫発生の危険性が高い区域において、洪水時の河川水位の低下を図るための河道掘削や河川堤防の強化を進めます。また、被害の大きかった一宮川流域において、今後10箇年の特別緊急事業を進めるため、必要となる測量などに係る費用のほか、市町村が進めるがけ崩れ対策事業へ国と協調した補助の実施や災害時の観測に特化した危機管理型水位計の設置などの事業費を計上します。

- ・総合流域防災事業 132,000千円
- ・広域河川改修事業 636,000千円
- ・一宮川流域浸水対策特別緊急事業〔再掲〕 100,000千円
- ・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 100,000千円
- ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業【新規】 455,000千円
- ・水防整備事業【新規】 92,000千円
- ・土砂災害警戒対策事業 30,000千円

○港湾事業（港湾課） 90,000千円
（既定予算とあわせ 2,965,856千円）

防災・減災に資する港湾施設や海岸保全施設の整備を進めるため、事業費を増額します。

- ・統合補助事業 45,000 千円
- ・高潮対策事業 45,000 千円

○災害に強い森づくり事業【新規】（森林課）〔再掲〕 48,672 千円

台風 15 号の被害を踏まえ、道路・電線等の重要インフラに近接する森林において、更なる倒木被害が発生することを防止するため、緊急的に実施する復旧整備や伐採等を支援します。

[交付先] 森林組合等

[補助率] 4/10 以内(国 3/10 県 1/10)

○治山事業（森林課）〔再掲〕 440,000千円
（既定予算とあわせ 2,903,009 千円）

10月25日の大雨により発生した山地災害箇所への復旧を行うほか、早急に治山対策を行う箇所を前倒しで実施するため、事業費を増額します。

- ・山地治山事業 85,000 千円
- ・治山施設災害関連事業 355,000千円

○漁港建設事業（漁港課） 140,000千円
（既定予算とあわせ 4,761,163 千円）

漁港の防災・減災対策を図るため、護岸など施設の保全工事に要する事業費を増額します。

- ・水産基盤ストックマネジメント事業 140,000 千円

○社会福祉施設等災害復旧事業（障害福祉事業課等）〔再掲〕 869,255千円

（既定予算とあわせ 1,325,005 千円）

障害者支援施設や特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の復旧に要する費用への助成について、被災状況の確認が進んだことにより、対象施設数が増えたため、事業費を増額します。また、新たに、設備等の復旧に要する費用について助成します。

〔負担割合〕

- ・施設整備 国1/2、県1/4、事業者1/4 等
- ・設備整備【新規】 国10/10

○非常用自家発電設備整備事業（高齢者福祉課、医療整備課、障害福祉事業課）

〔再掲〕 714,800 千円

災害時に高齢者福祉施設や障害者支援施設等の入所者等の安全な生活環境を確保するため、非常用自家発電設備の整備について、助成します。

〔補助率〕 国 1/2、県 1/4、事業者 1/4

〔補助対象〕 非常用自家発電設備

〔内 訳〕 特別養護老人ホーム等 450,000 千円
介護老人保健施設 75,000 千円
障害者支援施設等 189,800 千円

(2) 農業の競争力強化

○土地改良事業（耕地課、農地・農村振興課） 1,369,034 千円

（既定予算とあわせ 17,734,847 千円）

農地集積の加速化や農産物の生産性向上等を図るため、農地の大区画化や農業用水利施設の整備、防災対策に対する事業費を増額します。

・経営体育成基盤整備事業	873,000 千円
・県営用排水改良事業	138,000 千円
・農地防災事業	60,000 千円
・直轄事業負担金	234,034 千円

○卸売市場輸出拠点化整備事業（流通販売課） 822,645千円

農林水産物の輸出拠点化を目指す公設地方卸売市場の整備を進めるため、施設整備に対して助成します。

[事業主体] 成田市

[補助率] 1/3以内

○担い手確保・経営強化支援事業（担い手支援課） 95,300千円

農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化を進めている地域の認定農業者等が、金融機関の融資を受けて実施する機械・施設整備に対して助成します。

[補助率] 1/2 以内

令和2年度当初予算案について

令和2年1月30日
千葉県総務部財政課
043-223-2076

○ 令和2年度当初予算は、「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」の総仕上げとして、これまで着実に積み上げてきた成果を次世代に継承し、更なる発展につなげていくための予算とし、

- ・ 激甚化する災害に備える防災・減災対策や防犯対策の充実などの
くらしの安全・安心の確立
- ・ 障害者やひとり親家庭への医療費助成の充実、私立高校の授業料負担の軽減などの**子ども・子育て世代への支援や福祉・医療の充実**

をはじめ、「千葉の魅力発信」「商工業の振興・雇用」「農林水産業の振興」「社会基盤づくり」「文化・スポーツ・環境施策の推進」など、各分野にわたり「くらし満足度日本一」の実現に向けた事業に重点的に配分しています。

○ また、国補正予算を活用し、令和元年度2月補正予算と一体の切れ目のない予算として、特に、令和元年の台風等災害からの**復旧・復興**を加速化していきます。

○ さらに、東京オリンピック・パラリンピックを円滑に開催するために必要な経費を計上します。



I 予算規模（一般会計）

1兆8,194億85百万円（対前年度比3.3%増）

[内訳]

1 「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」の推進	
（1）くらしの安全・安心の確立	498億65百万円
（2）子ども・子育て世代への支援の充実	838億62百万円
（3）福祉・医療の充実	328億 9百万円
（4）千葉の魅力発信	22億88百万円
（5）商工業の振興・雇用	2,006億76百万円
（6）農林水産業の振興と社会基盤づくり	1,094億43百万円
（7）文化・スポーツ・環境施策の推進	76億59百万円
小 計	4,866億 2百万円
2 その他	
（1）人件費	5,390億56百万円
・ 知事部局	674億38百万円
・ 教育庁	3,461億69百万円
（うち小中学校教職員	2,226億85百万円）
・ 警察本部	1,254億49百万円
（2）社会保障費	3,113億62百万円
（3）公債費	2,224億 1百万円
（4）その他（税関係交付金等）	2,969億43百万円
小 計	1兆3,697億62百万円

※「1 総合計画の推進」における368億79百万円を含む。

【参考】令和元年度2月補正予算

（1）令和元年の台風等災害からの復旧・復興	91億 7百万円
（2）国の補正予算に係るもの	113億 4百万円
※「（1）令和元年の台風等災害からの復旧・復興」との重複分	21億 5百万円を含む。
小 計	183億 6百万円

「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」の事業費 5,049億 8百万円
（令和元年度2月補正予算・2年度当初予算計）

Ⅱ 令和2年度当初予算の主な施策

1 暮らしの安全・安心の確立

<令和元年の台風等災害からの復旧・復興、公共施設の防災対策>

○ 令和元年度12月補正予算において計上した、一部損壊の住宅の修理や被災農業用施設の再建等に対する助成について、被害状況の確認が進み、所要見込額が想定を上回ったことにより、予算を増額して対応します。

また、新たに、自治会集会所などの地域コミュニティ施設の復旧費用に対する助成を行います。

○ 特別支援学校や信号機、社会福祉施設等における非常用自家発電設備の整備を進めます。

○ 一宮川流域において、令和元年の大雨と同規模の降雨による再度の浸水被害ゼロを目指すため、河道の拡幅や調節池の増設など、10か年の特別緊急事業を実施します。

○ 河川やダムのは治水機能を高めるため、緊急的に浚渫を実施するとともに、河道拡幅や護岸整備などの河川改良について、予算を増額して実施します。

また、土砂災害対策については、急傾斜地への擁壁整備など、崩壊防止施設の設置に係る事業費を増額するほか、土砂災害のおそれがある箇所を周知するため、早期に、基礎調査の結果を公表するとともに、土砂災害警戒区域の指定を進めていきます。

○ 農地の湛水被害を防止するための施設整備や、地すべり・山崩れを未然に防止するための対策工事など、農地や山地の防災対策を強化します。

また、市町村に対し、防災重点ため池に係るハザードマップの作成や、避難路等に指定されている農道の耐震性点検等に要する費用を助成します。

○ 道路や電線など重要インフラ施設に近接する森林において、更なる倒木被害の発生を防止するため、緊急的に実施する復旧整備や伐採等を支援します。

<主な事業>

- ・ 一部損壊の住宅への支援（元年度2月補正） 800,000千円（別冊 6頁）
（既定予算とあわせ 4,000,000千円）
- ・ 被災農業施設等復旧支援事業（元年度2月補正） 3,069,000千円（別冊 7頁）
（既定予算とあわせ 26,909,500千円）
- ・ 地域コミュニティ施設等再建支援事業【新規】（元年度2月補正） 150,000千円（別冊 8頁）
- ・ 停電対策用非常用自家発電機等の整備【一部新規】（元年度2月補正・2年度当初あわせ） 1,055,623千円（別冊 9頁）
- ・ 一宮川流域浸水対策特別緊急事業（元年度2月補正・2年度当初あわせ） 1,828,000千円（別冊 10頁）
- ・ 河川・海岸・砂防事業（元年度2月補正・2年度当初あわせ） 27,270,955千円（別冊 11頁）

・農地防災事業	2,471,170千円（別冊 12頁）
・治山事業（元年度2月補正・2年度当初あわせ）	2,293,543千円（別冊 13頁）
・震災対策農業水利施設整備事業	131,000千円（別冊 14頁）
・森林整備事業【一部新規】（元年度2月補正・2年度当初あわせ）	394,919千円（別冊 15頁）

<地域防災力の向上>

- 自主防災組織の育成・活性化、ライフラインの確保や情報伝達体制の強化など、市町村が地域防災力の向上のために取り組む事業に対して実施してきた総合支援補助金について、期間を延長するとともに、大幅に増額します。

また、次なる災害の発生に備え、必要な備蓄物資の増強を速やかに行うとともに、より実践的な防災訓練を実施します。

- 人口集中地域において大規模災害の発生が予想された場合に、円滑な避難が行われるよう、関係機関との協議を進めるため、避難者の規模や避難の方向等を把握する調査を実施します。

<主な事業>

・千葉県地域防災力向上総合支援補助金	250,000千円（別冊 16頁）
・備蓄物資整備事業、防災訓練事業	180,000千円（別冊 17頁）
・大規模災害広域避難基礎調査事業【新規】	10,000千円（別冊 18頁）

<防犯・交通安全対策の強化>

- 犯罪の予防や発生時の迅速な対応・早期解決を図るため、駅周辺の繁華街に防犯カメラを増設するとともに、防犯カメラ等の映像を迅速かつ効率的に解析するシステムを導入するため、債務負担行為を設定します。

また、地域防犯力の向上を図るため、防犯ボックスの設置をさらに進めます。

- 交通事故死者数の減少を目指し、事故状況等を分析して、被害の多い高齢者向けの啓発等を強化します。また、交通事故防止のため、歩道整備、交差点改良や交通管制機器の整備、信号機・道路標識の設置、横断歩道の補修等を行います。

<主な事業>

・防犯カメラシステム整備事業【一部新規】	79,501千円（別冊 19頁） （債務負担行為 320,000千円）
・防犯ボックスを核とした地域防犯力・コミュニティ力向上事業	121,800千円（別冊 20頁）
・交通安全県民運動	20,000千円（別冊 21頁）
・交通安全施設整備事業（元年度2月補正・2年度当初あわせ）	9,620,769千円（別冊 22頁）

IV 主要事業

1 くらしの安全・安心の確立

<令和元年の台風等災害からの復旧・復興>

[参考：令和元年度 2月補正予算案計上事業]

○一部損壊の住宅への支援（建築指導課） 800,000 千円
(既定予算とあわせ 4,000,000 千円)

令和元年台風15号及び19号、10月25日の大雨により被災された方の早期の生活再建を支援するため、これまで支援制度の対象外であった一部損壊の住宅の修理費用について、国の制度を活用した助成と併せ、上限額の上乗せや補助対象の拡充など地方単独の支援により、最大で50万円を助成します。

[補助対象] 被災した屋根・外壁等の修理費用

1. 災害救助法適用地域の被災住宅で一部損壊 10%以上の場合

- ・修理費が150万円を超える分について、20%（20万円）を上限に支援

災害救助法の応急修理とあわせて、最大50万円

（補助率）県 8/10、市町村 2/10

※修理費150万円以下の分については、災害救助法の応急修理により、最大30万円まで国と県が協調して補助（補助率：国 1/2、県 1/2）

2. 災害救助法適用地域の被災住宅で一部損壊 10%未満 及び 災害救助法適用外地域の一部損壊住宅の場合

(1) 国交付金の対象となる修理

国交付金を活用し、修理費の20%（30万円）を上限に支援するとともに、修理費が150万円を超える場合については、地方単独で最大20万円を上乗せ

（補助率）修理費150万円以下：国 5/10、県 3/10、市町村 2/10

修理費150万円超：県 8/10、市町村 2/10

(2) 国交付金の対象とならない修理

修理費の20%（50万円）を上限に地方単独で支援

（補助率）県 8/10、市町村 2/10

※（1）と（2）の併用可能。ただし、あわせて最大50万円が上限

○令和元年の台風15号等に係る災害救助事業（防災政策課）

1,400,000千円（R1.2補正 1,300,000千円）

被災市町村が行った住宅の応急修理などの災害救助に要する経費について、災害救助法に基づき負担します。

[負担割合] 国 1/2、県(基金)1/2

○応急仮設住宅の借上げ（住宅課）

426,720千円（R1.2補正後 230,998千円）

災害救助法に基づく応急仮設住宅として、県が民間賃貸住宅を借り上げます。

[借上戸数] 600戸を予定

○災害復興住宅資金利子補給事業（住宅課）

25,000千円（R1.2補正 204千円）

（債務負担行為の設定）

被災した住宅の補修等に係る被災者の経済的負担を軽減するため、被災者が資金を金融機関から借り入れる場合に、市町村と共同して利子の一部を助成します。

[利子補給額] 市町村が行う利子補給に対し、県が市町村に1%分を上限に助成

○セーフティネット資金利子補給事業（経営支援課）

147,000千円（R1.2補正 8,500千円）

被災した中小企業が設備等を復旧する際などに、金融機関から融資を受けた、中小企業振興資金の災害対策資金（セーフティネット資金）について利子補給を行います。

○被災農業者・漁業者向け利子補給・債務保証料補助事業（団体指導課） 24,558千円
（債務負担行為の設定）

被災した農業者及び漁業者が、経営の維持安定又は施設の復旧のため、金融機関から資金を借り入れる場合に、市町村と共同して利子及び債務保証料の助成を行います。

[貸付概要] 農業・漁業の再生産に必要な資金 貸付限度額 600万円 償還期限7年以内
農業・漁業用施設の復旧資金 貸付限度額 1,000万円 償還期限8年以内
(うち据え置き2年以内)

[貸付機関] 農協・信漁連等金融機関

○特産果樹産地再生事業【新規】（生産振興課） 4,200千円

被災した安房地域の特産果樹産地において、若い担い手への園地集約につなげるため、園地の現状調査や自然災害に強い栽培モデルほ場の設置、樹木再生の調査など、産地の再生に向けた支援を行います。

[事業内容]

- ・ほ場状況調査 1,550千円
- ・栽培モデルほ場の設置 1,930千円
- ・樹木再生調査 720千円

○一宮川流域浸水対策特別緊急事業（河川整備課）

1,728,000千円（R1 784,000千円）
（債務負担行為 512,000千円）

令和元年度の大雨による甚大な被害を踏まえ、一宮川流域において同規模の降雨による再度の浸水被害ゼロを目指すため、関係機関が行う内水対策や土地利用施策と連携し、今後10箇年の特別緊急事業により、河道の拡幅や調節池の増設などを実施します。

[主な事業内容]

- ・一宮川中流域における河道拡幅や河道断面の拡大 250,000千円
- ・一宮川下流域における河道掘削による流下能力の確保 20,000千円
- ・一宮川第二調節池の増設、堤防嵩上げなどの河川改修
(旧事業名称：一宮川浸水対策事業) 1,428,000千円（R1 784,000千円）

[参考：令和元年度2月補正予算案計上事業（国補正予算に伴うもの）]

○一宮川流域浸水対策特別緊急事業（河川整備課） 100,000千円

（既定予算とあわせ 900,000千円）

令和元年度の大雨による甚大な被害を踏まえ、一宮川流域において同規模の降雨による再度の浸水被害ゼロを目指すために実施する特別緊急事業について、必要な測量、設計等の経費を計上します。

[主な事業内容]

- ・用地測量、物件調査、概略設計

[参考：令和元年度2月補正予算案計上事業]

○被災農業施設等復旧支援事業（担い手支援課） 3,069,000千円

（既定予算とあわせ 26,909,500千円）

台風等により甚大な被害が発生した農業用ハウス等の施設の再建・修繕や撤去の経費とともに、再建・修繕と併せてハウスを強化・補強する経費についても助成します。

[事業内容]

- ・施設の再建・修繕、撤去

[補助対象] 農業用ハウス、畜舎、加工用機械等の再建、更新、修繕、撤去・処分に係る経費

[補助率] 9/10以内（国3～5/10以内、県2～4/10以内、市町村2/10以内）

- ・農業用ハウスの強化、補強

[補助対象] 復旧に併せてハウスを強化・補強するための経費

[補助率] 1/2以内（国3/10以内、県2/10以内）上限500万円

○農業用ハウス強靱化緊急対策事業（生産振興課） 80,620千円（R1.9補正 37,200千円）

台風・大雪等の災害による被害を防止するため、農家が行う農業用ハウスの補強対策等に係る経費に対し助成するとともに、日常的な保守管理を行うためのマニュアル作成や講習会を開催します。

[事業内容]

- ・災害対策マニュアルの作成、講習会の開催等 2,320千円

- ・農業用ハウスの補強等への補助 78,300千円

[補助対象] 農業用ハウスの補強、防風ネット・融雪装置等の設置

[補助率] 1/2以内

[参考：令和元年度 2 月補正予算案計上事業]

○地域コミュニティ施設等再建支援事業【新規】（市町村課） 150,000 千円

台風 15 号・19 号、10 月 25 日の大雨により被害を受けた集会所などの地域コミュニティ施設について、自治会・町内会等が行う施設の復旧に要する経費に対し、助成します。

[補助先] 県内市町村（間接補助）

[対象経費] 自治会・町内会等が行なう地域コミュニティ施設の復旧（建替え・修繕）

[施設要件] 地域の住民がコミュニティ活動等で利用するために、維持・管理している施設であること

[補助率] 1/3

[補助上限額] 1 施設あたり 建替え 5,000 千円、修繕 2,500 千円

○児童相談所一時保護所等への非常用自家発電機の整備【新規】（児童家庭課）

21,000 千円

停電発生時に、入所児童の体調管理等に必要となる最低限の電力を確保するため、可搬式の非常用自家発電機を整備します。

[整備台数] 7 施設 30 台

[参考：令和元年度 2 月補正予算案計上事業]

○非常用自家発電設備整備事業（高齢者福祉課、医療整備課、障害福祉事業課） 714,800 千円

災害時に高齢者福祉施設や障害者支援施設等の入所者等の安全な生活環境を確保するため、非常用自家発電設備の整備について、助成します。

[補助率] 国 1/2、県 1/4、事業者 1/4

[補助対象] 非常用自家発電設備

[内 訳]	特別養護老人ホーム等	450,000 千円
	介護老人保健施設	75,000 千円
	障害者支援施設等	189,800 千円

○特別支援学校への医療的ケア用発電機の整備【新規】（特別支援教育課） 8,523千円

災害等による停電発生時にも、人工呼吸器や喀痰吸引機を用いた医療的ケアを継続的に実施するため、特別支援学校に非常用発電機を整備します。

[整備対象校] 特別支援学校20校（26台）

○信号機滅灯対策事業【新規】（警察本部交通規制課） 33,000千円

停電により、信号機が機能しなくなることがないように、持ち運びが可能な発電機等を整備します。

[事業内容]

- ・可搬型発電機200台

○ダムの子備発電設備機能強化【新規】（河川整備課） 278,300千円
（債務負担行為 50,000千円）

大規模停電時においても、ダムゲートなどの操作が可能となるよう、子備発電設備機能を強化します。

[事業内容]

- ・高滝ダム・亀山ダムの子備発電設備機能強化（運転可能時間を72時間へ延伸）

<地域防災力の向上>

○千葉県地域防災力向上総合支援補助金（防災政策課） 250,000千円（R1 150,000千円）

自助・共助の取組を充実させ、県全体の地域防災力の向上を図るため、市町村が地域の実情を踏まえて主体的に実施する事業に補助します。

なお、令和元年の台風・大雨では、長期停電や断水、通信の途絶が発生したことから、ライフラインの確保や情報伝達体制を強化するため、事業費を増額し、今後3年間で整備を進めます。

[補助率] 1/2

○大規模災害広域避難基礎調査事業【新規】（防災政策課） 10,000千円

東葛地域等の人口集中地域で高潮等による大規模災害の発生が予想された場合に、東京方面から多くの避難者が見込まれる一方、県内においても遠方に避難する多数の住民が駅に集中したり、避難する方向が特定の地域に偏ったりする事態が想定されます。

こうした事態を想定し、円滑な避難が行われるよう、鉄道事業者等や市町村との協議を進めるため、避難者の規模や避難の方向等を把握する調査を実施します。

[対象地域]

東京湾沿岸等の人口密集地域

[調査内容]

対象地域内の駅ごとの広域避難者数、避難方向別の可能輸送力

○備蓄物資整備事業（危機管理課） 150,000千円（R1 100,739千円）

「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」に基づき備蓄している物資のうち、災害対応での払い出しにより消耗した分の補てんや賞味期限が到来する分の更新等を行います。

また、昨年台風15号等での経験を踏まえ、県が平時から備えおくべき物資の種類や数量を検証し、備蓄計画の見直しを行なったうえで、必要な物資の増強を速やかに行います。

○防災訓練事業（危機管理課） 30,000千円（R1 180,000千円）

災害時に迅速な対応ができるよう、関係機関と連携して防災訓練を実施します。

なお、訓練内容については、台風15号等での災害対応に係る検証結果等を踏まえ、より実践的な内容に見直しを行い、災害対応力の充実・強化を図ります。

[主な訓練内容]

- ・九都県市合同防災訓練・実動訓練 16,500千円
- ・図上訓練 10,000千円
- ・津波避難訓練 2,375千円
- ・帰宅困難者対策訓練 700千円
- ・土砂災害避難訓練 425千円

○防災研修センター運営事業（防災政策課） 40,320千円（R1 36,600千円）
（債務負担行為 120,000千円）

消防学校の防災研修センターにおいて、自主防災組織をはじめとする県民等に対し、実践的な研修を行います。

また、令和3年度以降の研修について、台風15号等の災害の教訓などを踏まえ、地域の自助・共助を強化するため、研修内容の一層の充実を図ります。

[事業内容]

- (1) 令和2年度の研修実施委託 37,260千円
- (2) 令和3年度～令和5年度の研修委託
 - ・研修企画費等 3,060千円（令和2年度予算）
 - ・研修実施委託 120,000千円（債務負担行為）

○東京オリンピック・パラリンピックに向けた消防・救急体制構築事業【新規】
（危機管理課） 150,000千円

東京オリンピック・パラリンピック大会開催期間中の競技会場や空港、その周辺地域における消防・救急体制に万全を期すため、県内消防本部の応援体制の構築及びNBC等テロに対応するための資機材の整備について、助成します。

[補助先]

- ・開催地・空港所在地の地元消防本部（受援消防本部）
- ・応援部隊を派遣する県内消防本部（応援消防本部）

[対象経費]

応援・受援に要する車両の輸送費、テロ対応資機材購入費 等

[補助率] 10/10（全額国庫）

<公共施設の防災対策>

○河川・海岸・砂防事業〔一部再掲〕（県土整備政策課、河川整備課、河川環境課）

25,725,955千円（R1 23,408,453千円）

（債務負担行為 2,011,000千円）

令和元年度の台風15号、19号、10月25日の大雨による甚大な被害から、着実に復旧・復興を果たすため、河道拡幅や護岸整備などの河川改良や、急傾斜地の擁壁工などの土砂災害対策を強化し、激甚化する災害から、県民の生命・財産を守ります。

[主な事業]

（補助事業）

- ・河川事業 7,304,421千円（R1 5,712,444千円）
 - ・河道拡幅などの河川改良 6,728,950千円（R1 5,527,780千円）
 - ・予備発電設備機能強化などのダム機能確保 575,471千円（R1 184,664千円）
- ・海岸事業 1,119,000千円（R1 1,136,000千円）
- ・砂防事業 1,723,300千円（R1 1,508,000千円）
 - ・急傾斜地の擁壁工事などの土砂災害対策 1,463,300千円（R1 1,248,000千円）
- ・河川海岸津波対策事業 1,790,000千円（R1 4,576,000千円）
 - ・河川津波対策（一宮川堤防かさ上げ等） 1,790,000千円（R1 1,500,000千円）

（単独事業）

- ・河川事業 8,133,888千円（R1 5,320,586千円）
 - ・中小河川の河川改良 6,377,588千円（R1 4,137,500千円）
 - うち河道内の堆積土等の撤去 1,975,200千円（R1 350,300千円）
 - ・ダム堆砂対策などのダム機能確保 968,782千円（R1 669,662千円）
 - ・排水機場等の整備補修、水位計の更新などの水防事業 702,018千円（R1 467,324千円）
- ・海岸事業 873,678千円（R1 753,143千円）
- ・砂防事業 796,668千円（R1 628,280千円）
 - ・急傾斜地の擁壁工事（市町村への補助含む）などの土砂災害対策 260,000千円（R1 211,000千円）
 - ・既存の砂防・地すべり・急傾斜地崩壊防止施設の維持管理 400,000千円（R1 322,000千円）
- ・災害復旧事業 841,000千円（R1 731,000千円）
- ・直轄事業負担金 3,144,000千円（R1 3,043,000千円）
 - ・利根川、江戸川等河川改修事業 2,159,000千円（R1 1,495,000千円）
 - ・思川開発事業 792,000千円（R1 278,000千円）

[参考：令和元年度2月補正予算案計上事業（国補正予算に伴うもの）]

○河川・海岸・砂防事業〔一部再掲〕（河川整備課・河川環境課） 1,545,000千円
（既定予算とあわせ 28,073,400千円）

台風等での被害を踏まえ、氾濫発生危険性が高い区域において、洪水時の河川水位の低下を図るための河道掘削や河川堤防の強化を進めます。また、被害が大きかった一宮川流域において、今後10箇年の特別緊急事業を進めるため、必要となる測量などに係る費用のほか、市町村が進めるがけ崩れ対策事業へ国と協調した補助の実施や災害時の観測に特化した危機管理型水位計の設置などの事業費を計上します。

[主な事業]

・総合流域防災事業	132,000千円
・広域河川改修事業	636,000千円
・一宮川流域浸水対策特別緊急事業（再掲）	100,000千円
・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	100,000千円
・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業【新規】	455,000千円
・水防整備事業【新規】	92,000千円
・土砂災害警戒対策事業	30,000千円

○河川津波対策事業〔再掲〕（河川整備課） 1,790,000千円（R1 1,500,000千円）

津波により甚大な被害を受けた九十九里沿岸の河川において、堤防のかさ上げを実施するとともに、河口や河川の合流部に水門や陸閘を設置するなど、より万全な対策を図ります。

[主な事業]

・堤防かさ上げ工事	970,000千円（R1 590,000千円）
・開口部対策	640,000千円（R1 910,000千円）

○震災対策農業水利施設整備事業（耕地課） 131,000千円（R1 22,900千円）

土地改良施設の地震等による被害を未然に防止するため、耐震性点検、ハザードマップの作成等を行う市町村を支援します。

[主な事業]

- ・ため池（ハザードマップの作成） 126,000千円 睦沢町など8市町（105か所）
- ・農道（橋梁耐震化対策整備計画策定） 5,000千円 大多喜町（1か所）

○農地防災事業（耕地課） 2,471,170千円（R1 2,291,930千円）

農地や農業用施設等の自然災害による被害を未然に防止するため、防災対策工事を行います。

[補助事業] 2,201,170千円（R1 2,091,930千円）

[主な事業]

- 湛水防除事業 1,088,535千円（R1 830,050千円）一松地区（白子町）など5地区
- ため池等整備事業 204,017千円（R1 233,380千円）大正地区（館山市）など5地区
- 地すべり対策事業 285,618千円（R1 331,500千円）田子山田地区（鋸南町）など6地区

[単独事業] 270,000千円（R1 200,000千円）

[主な事業]

- 地すべり対策事業 215,000千円（R1 185,000千円）鋸南町地区など5地区

○治山事業（森林課）

1,853,543千円（R1 1,583,155千円）

山崩れや地すべりによる被害を未然に防止し、災害に強い森林をつくるため、災害予防工事や保安林の整備等を行います。

また、九十九里地域の津波対策として、海岸保安林の植栽工事等を行います。

[事業内容]

・補助事業 1,261,000千円（R1 1,049,600千円）

山地治山事業 272,000千円（R1 270,500千円）

復旧治山事業 130,000千円（R1 120,000千円）

保安林整備事業 823,500千円（R1 623,600千円）

うち津波対策分 490,000千円（R1 485,000千円）

治山施設災害関連事業 35,500千円（R1 35,500千円）

・単独事業 191,543千円（R1 137,555千円）

・災害復旧事業 401,000千円（R1 396,000千円）

[参考：令和元年度2月補正予算案計上事業（国補正予算に伴うもの）]

○治山事業（森林課）

440,000千円

（既定予算とあわせ 2,903,009千円）

令和元年10月25日の大雨により発生した山地災害箇所への復旧を行うほか、早急に治山対策を行う箇所を前倒しで実施するため、事業費を増額します。

[事業内容]

・山地治山事業 85,000千円

・治山施設災害関連事業 355,000千円

<施設の耐震化>

○県立学校における安全対策（教育施設課） 750,860千円（R1 1,832,600千円）

全ての県立学校における屋内運動場等の天井の落下防止対策を令和2年度中に完了させます。
また、老朽化した校舎等の解体を行います。

[事業内容]

1 県立学校非構造部材対策事業 664,860千円（R1 1,704,000千円）

[実施内容] 屋内運動場等における天井材（非構造部材）、照明器具等の落下防止対策工事

[事業箇所] 改修工事 32校34棟

2 県立学校老朽化対策事業 86,000千円（R1 128,600千円）

[実施内容] 耐震性の不足により使用を中止した校舎の解体

[事業箇所] 工事2校2棟

○私立学校耐震化緊急促進事業（学事課） 686,000千円（R1 473,000千円）

私立学校における校舎等の耐震化の促進を図るため、耐震化に要する経費の一部を助成します。

[補助先] 学校法人立等の幼稚園、小学校、中学校、高等学校

[対象経費] 耐震診断に要する経費

耐震改修に要する経費

改築に要する経費

[補助率] 1/2

○住宅・建築物の耐震化サポート事業（建築指導課） 80,300千円（R1 117,200千円）

住宅等の耐震化を促進するため、住宅等の耐震診断や耐震改修に対する補助等の事業を市町村が実施する場合に、経費の一部を助成します。

[事業内容]

・住宅等の耐震化事業 46,700千円（R1 87,200千円）

[補助対象] 戸建住宅の耐震診断・補強設計・工事監理・耐震改修
戸建住宅の補強設計・耐震改修等をセットにした総合的支援メニュー
戸建住宅以外の耐震診断 等

[補助率] 耐震診断、補強設計、工事監理：国1/3、県1/6、市町村1/6
総合的支援メニュー：定額補助 最大100万円（国1/2、県1/4、市町村1/4）
戸建住宅の耐震改修：国11.5%、県5.75%、市町村5.75%

・緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断事業 19,500千円（R1 17,000千円）

[補助対象] 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断（1次路線）

[補助率] 高規格幹線道路等沿道建築物の耐震診断：国1/2、県1/2
その他1次路線の沿道建築物の耐震診断：国1/3、県1/6、市町村1/6

・コンクリートブロック塀等安全対策 14,100千円（R1 13,000千円）

[補助対象] 市町村が指定する民間のブロック塀等の診断、除却

[補助率] 診断、除却：国1/3、県1/6、市町村1/6

○夷隅合同庁舎再整備事業【新規】（資産経営課） 32,000千円

老朽化が著しく耐震性が低い夷隅合同庁舎の再整備を行います。

また、再整備にあたっては、防災備蓄倉庫を集約するなど、地域の防災活動拠点として必要な機能を確保できる近隣の土地に移転したうえで、建て替えます。

[経費内訳]

- ・基本設計 24,000千円
- ・地質調査等 8,000千円

[整備期間] 令和2年度～令和6年度

[入居機関] 夷隅地域振興事務所、茂原県税事務所大多喜支所、夷隅農業事務所
夷隅土木事務所大多喜出張所、東上総教育事務所夷隅分室

○山武合同庁舎再整備事業（資産経営課）

200,000千円（R1 71,000千円）

（債務負担行為 410,000千円）

山武合同庁舎の老朽化及び耐震性不足に対応するため、周辺の東金合同庁舎等と集約の上、再整備を行い、県民の利便性の向上を図ります。

再整備にあたっては、東金合同庁舎の敷地内に仮設庁舎を建て、山武合同庁舎から一時的に移転し、その間に現在の庁舎の解体、新庁舎の建設を行います。

[令和2年度の経費内訳]

- ・新庁舎：実施設計 123,000千円、家屋調査等 27,920千円
- ・仮設庁舎：仮設設置準備工事 9,600千円、家屋調査 19,050千円、賃貸借 20,430千円

[債務負担行為の内訳]

- ・現山武合同庁舎の解体工事 198,000千円以内（令和2年度～令和3年度）
- ・仮設庁舎の賃貸借 212,000千円以内（令和2年度～令和5年度）

[整備期間] 令和元年度～令和8年度

[入居機関] 山武地域振興事務所、東金県税事務所、山武農業事務所、山武土木事務所、東上総教育事務所山武分室

○警察署等耐震改修整備事業（警察本部会計課）1,206,812千円（R1 1,289,986千円）

耐震化が必要な警察署等について、耐震改修工事を実施します。

[事業内容]

・耐震改修工事

茂原警察署	425,620千円
印西警察署	347,856千円
都町庁舎	433,336千円

令和 2 年度当初予算案

主な施策関係事業資料

[参考：令和元年度2月補正予算案計上事業]

一部損壊の住宅への支援

800,000 千円

既定予算とあわせ 4,000,000 千円

1 事業の目的・概要

令和元年台風第15号及び第19号、10月25日の大雨により被災された方の早期の生活再建を支援するため、これまで支援制度の対象外であった一部損壊の住宅の屋根・外壁等の修理費用について、国の制度を活用した助成と併せ、上限額の上乗せや補助対象の拡充など地方単独の支援により、最大で50万円を助成します。

2 事業内容

罹災証明書の判定結果		災害救助法 適用市町村	左記以外の市町村
一部損壊	損害割合10%以上20%未満	(A)	(B)
	損害割合10%未満	(B)	

(A) 修理費が150万円を超える分について、20%（20万円）を上限に支援

（補助率）県 8/10、市町村 2/10

※災害救助法の応急修理（上限30万円）とあわせて、最大50万円

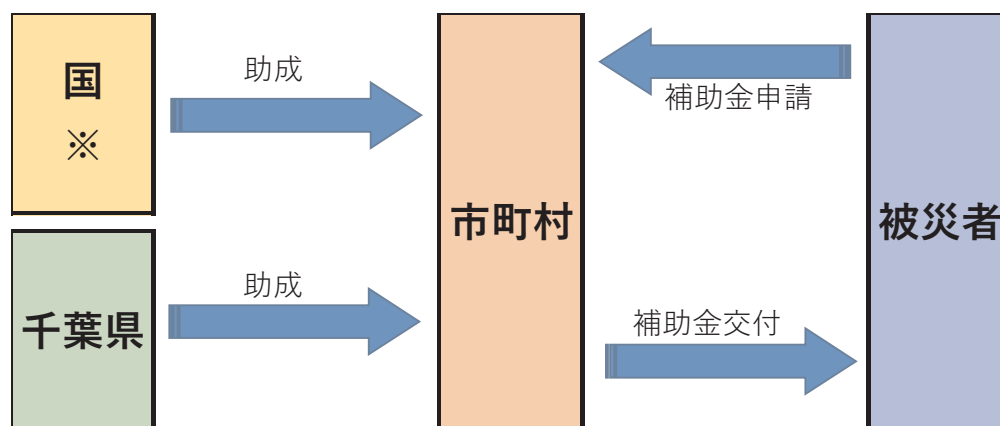
(B) 国交付金対象の修理と地方単独支援をあわせて20%（50万円）を上限に支援

（補助率）国交付金対象：国 5/10、県 3/10、市町村 2/10

地方単独支援：県 8/10、市町村 2/10

※地方単独支援は、国交付金上限額の上乗せや国交付金の対象とならない修理

3 事業イメージ



※補助内容によっては国費が入ります。

担当課・問い合わせ先
 県土整備部都市整備局建築指導課
 043-223-3184

[参考：令和元年度2月補正予算案計上事業]

被災農業施設等復旧支援事業

予算額 3,069,000千円

(既定予算とあわせ 26,909,500千円)

1 事業の目的・概要

令和元年の台風等により被災した農業者の早期の営農再開を図るため、施設や機械等の再建・修繕及び撤去に要する経費を補助します。

また、再建・修繕を契機として当該施設を強化・補強するための経費を補助します。

2 主な事業内容

(1) 農業用施設・機械の再建、修繕及び撤去

[実施主体] 市町村

[助成対象者] 被災した農業用施設・機械を復旧し農業経営を継続しようとする農業者

[対象となる施設・機械]

農業用ハウス、果樹棚（多目的防災網）、畜舎、農機具格納庫、農業用機械等

[補助率等] 9/10以内

(国3～5/10以内、県2～4/10以内、市町村2/10以内)

- ・撤去の助成額は、施設の種類ごとに上限単価が定められています。
- ・県の補助は、事業費20万円以上が対象となります。
- ・国の補助率は、施設の状況によって変わる場合があります。
- ・台風19号による被災農業用施設又は被災後に共同利用する農業用機械については、国5/10以内、県3/10以内、市町村1/10以内となります。

[その他]

対象となる施設が園芸施設共済の引受対象である場合は、事業完了後（竣工後）に園芸施設共済等への加入が必要です。

(2) 農業用施設の強化・補強

[実施主体] 市町村

[助成対象者] 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等

[実施内容] 被災した施設の再建・修繕と一体的に行う強化・補強

[補助率等] 1/2以内（国3/10以内、県2/10以内）

補助金の上限は500万円です。（国300万円、県200万円）

事業費（強化・補強分）が50万円以上の取組を対象とします。

担当課・問い合わせ先
農林水産部担い手支援課
043-223-2905

[参考：令和元年度2月補正予算案計上事業]

地域コミュニティ施設等再建支援事業【新規】

予算額 150,000千円

1 事業の目的・概要

- ・令和元年の台風第15号、第19号及び10月25日の大雨では、集会所などの地域のコミュニティ活動を支える施設も多くの被害を受けました。
- ・コミュニティ施設は、地域社会を維持・発展させていくために欠かせない住民の活動拠点であることから、被災した施設の復旧に要する経費の一部を助成します。

2 事業内容

[対象事業] 自治会等が実施するコミュニティ施設等（集会所等）の建替、修繕

[補助先] 市町村

[対象施設] 地域住民がコミュニティ活動等で使用し、維持・管理している施設等

[補助率] 1/3

[補助上限額] 1施設あたり 建替5,000千円 修繕2,500千円

担当課・問い合わせ先
総務部市町村課
043-223-2198

停電対策用非常用自家発電機等の整備【新規】

予算額 340,823千円（債務負担行為 50,000千円）

（参考 2月補正 714,800千円 2月補正と当初あわせ 1,055,623千円）

1 事業目的・概要

災害等により停電が発生した場合にも事業運営が行えるよう、非常用自家発電機を整備します。

2 事業内容

(1) 児童相談所一時保護所等 21,000 千円

入所児童の体調管理等に必要な電力を確保するため、持ち運び可能な自家発電機を整備します。

[整備内容] 児童相談所5施設、県立児童福祉施設2施設 合計30台

(2) 特別支援学校 8,523 千円

人工呼吸や喀痰吸引などの医療的ケアを継続的に実施するため、持ち運び可能な自家発電機を整備します。

[整備内容] 特別支援学校20校 合計26台

(3) 信号機 33,000 千円

停電時も信号機が適切に機能するよう、持ち運び可能な自家発電機を整備します。

[整備内容] 200台

○信号機の設置例



(4) ダムの予備発電設備機能強化 278,300 千円（債務負担行為 50,000 千円）

停電時に行うダムゲートなどの設備操作について、これまでより長時間対応できるように予備発電設備機能を強化します。

[整備内容] 高滝ダム・亀山ダムの予備発電設備の機能強化（72時間へ延伸）

（参考 令和元年度2月補正予算案計上事業）

非常用自家発電設備整備事業 714,800 千円

災害時に高齢者福祉施設や障害者支援施設等の入所者等の安全な生活環境を確保するため、非常用自家発電設備の整備について、助成します。

[対象施設] 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害者支援施設等

[補助対象] 非常用自家発電設備

[補助率] 国1/2、県1/4、事業者1/4

担当課・問い合わせ先

(1) 健康福祉部児童家庭課 043-223-2323

(2) 教育庁教育振興部特別支援教育課 043-223-4051

(3) 警察本部交通規制課 043-201-0110（内線5161）

(4) 県土整備部河川整備課 043-223-3165

(参考) 特別養護老人ホーム関係：健康福祉部高齢者福祉課 043-223-2593

介護老人保健施設関係：健康福祉部医療整備課 043-223-3884

障害者支援施設関係：健康福祉部障害福祉事業課 043-223-2341

一宮川流域浸水対策特別緊急事業

予算額 1,728,000千円 (R1 784,000千円)

(債務負担行為 512,000千円)

(参考 2月補正 100,000千円 2月補正と当初あわせ 1,828,000千円)

1 事業目的・概要

一宮川流域においては、令和元年10月25日の大雨により、過去30年間で4度目となる被害が生じた事を踏まえ、今後10ヶ年で、関係機関が行う内水対策や土地利用施策と連携した一宮川流域浸水対策特別緊急事業を実施し、同規模の降雨による、家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指します。

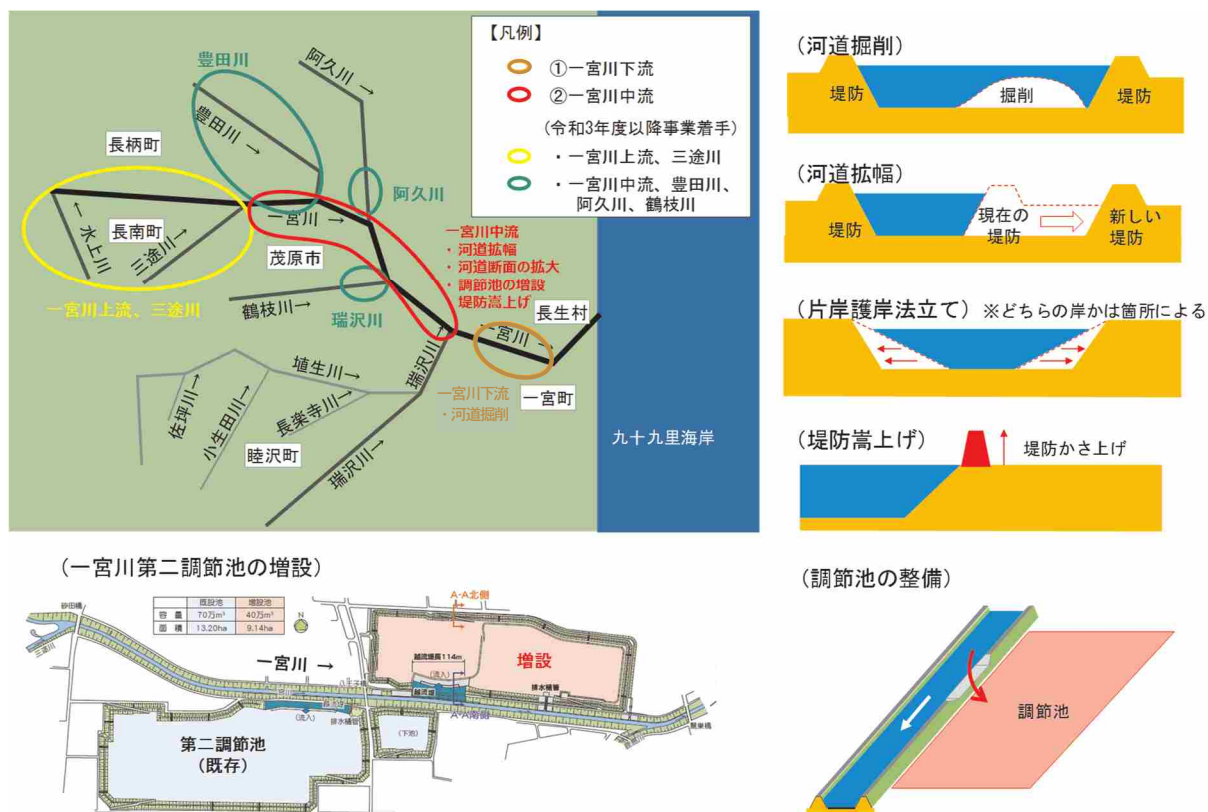
2 主な事業内容

① 一宮川下流域

- ・河道掘削による流下能力の確保 20,000千円

② 一宮川中流域

- ・河道拡幅や河道断面の拡大 250,000千円
- ・一宮川第二調節池の増設、堤防嵩上げなどの河川改修 1,428,000千円



(参考 令和元年度2月補正予算案計上事業)

一宮川流域浸水対策特別緊急事業 100,000千円

速やかに事業を進めるため、必要となる測量や設計などに係る費用を計上します。

担当課・問い合わせ先

県土整備部河川整備課 043-223-3165

河川・海岸・砂防事業

予算額 25,725,955千円 (R1 23,408,453千円)

(債務負担行為 2,011,000千円)

(参考 2月補正 1,545,000千円 2月補正と当初あわせ 27,270,955千円)

1 事業目的・概要

洪水、高潮、土砂災害等から県民の生命・財産を守るため、河川・海岸・砂防施設の整備を一層推進します。

2 主な事業内容

(1) 河川事業

- ・堤防嵩上・護岸整備等 8,705,466千円 (R1 6,602,736千円)

近年多発する集中豪雨や大型台風に対する治水機能向上として、堤防嵩上や護岸整備など河川整備を推進します。



- ・ダムの堆砂対策 542,800千円 (R1 273,500千円)

ダム上流河川から流入し堆積した土砂により、ダム治水機能に影響を及ぼすおそれがあるため、浚渫など堆砂対策を推進します。



- ・河道内に堆積した土砂の撤去等 1,975,200千円 (R1 350,300千円)

近年多発するゲリラ豪雨や大型台風による河川氾濫に備え、河道内に堆積した土砂や樹木等の除去を行い、流下能力の確保を図ります。



(2) 海岸保全事業

- ・高潮、波浪対策等の海岸保全 1,992,678千円 (R1 1,889,143千円)

高潮、波浪等による被害から生命・財産を守り、海岸侵食から国土を保全するため、海岸保全施設の整備等を推進します。



(3) 砂防事業

- ・砂防関係施設の整備等 2,519,968千円 (R1 2,136,280千円)

近年多発する集中豪雨や大型台風などから県民の生命・財産を守るため、砂防施設整備・地すべり対策・急傾斜地対策等を推進します。



(参考 令和元年度2月補正予算案計上事業 (国補正予算に伴うもの))

河川・海岸・砂防事業 1,545,000千円

河道掘削や河川堤防の強化、一宮川流域浸水対策特別緊急事業を速やかに進めるための測量・設計、市町村が進めるがけ崩れ対策事業へ国と協調した補助の実施、災害時の観測に特化した危機管理型水位計の設置などの事業費を計上します。

担当課・問い合わせ先

県土整備部河川整備課	043-223-3165
県土整備部河川環境課	043-223-3154
県土整備部県土整備政策課	043-223-3117

農地防災事業

予算額 2,471,170千円 (R1 2,291,930千円)

1 事業の目的・概要

農地や農業用施設等の自然災害による被害を未然に防止するため、各種防災対策工事を行います。

2 主な事業内容

(1) 補助事業 2,201,170千円 (R1 2,091,930千円)

ア 湛水防除事業 1,088,535千円 (R1 830,050千円)

流域の開発、地盤沈下の立地条件の変化等により排水条件が悪化し、湛水被害のおそれのある地域を対象に、ポンプ場の整備や排水路の拡幅等を実施します。

負担割合：国 50～55%、県 35～45%、地元 0～15%



ポンプ場の整備



排水路の拡幅・かさ上げ

イ ため池等整備事業 204,017千円 (R1 233,380千円)

老朽化し、決壊等による災害の発生のおそれのある農業用ため池を改修します。
負担割合：国 50～55%、県 29%、地元 16～21%

ウ 地すべり対策事業 285,618千円 (R1 331,500千円)

「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去し、又は軽減するため、排水路や暗渠等を整備します。

負担割合：国 50%、県 50%

(2) 単独事業 270,000千円 (R1 200,000千円)

地すべり対策事業 215,000千円 (R1 185,000千円)

国庫補助の対象とならない、総事業費 70,000千円未満の地区における地すべり対策工事を実施します。

担当課・問い合わせ先
農林水産部耕地課
043-223-2865

治山事業

予算額 1,853,543千円 (R1 1,583,155千円)

(参考 2月補正440,000千円 2月補正と当初あわせ 2,293,543千円)

1 事業の目的・概要

山崩れや地すべりによる被害を未然に防止し、災害に強い森林をつくるため、災害予防工事や保安林の整備等を行います。

また、九十九里地域等の津波対策として、海岸保安林の植栽工事等を行います。

2 主な事業内容

(1) 補助事業

・山地治山事業 272,000 千円

崩壊のおそれの高い山地及び地すべり地、又は荒廃している森林、溪流等において、崩壊を未然に防ぐため、植栽工、土留工、森林整備等を施工します。

・復旧治山事業 130,000 千円

山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流等で、県民生活の安全を確保するため、放置しがたい箇所について復旧工事を行います。

・保安林整備事業 823,500 円 (うち津波対策分 490,000 千円)

海岸における津波被害の軽減及び飛砂・潮風害等を防止するため、保安林内において植栽工等により海岸防災林を造成する工事を行います。

・治山施設災害関連事業 35,500 千円

当該年度に発生した山地災害箇所について、復旧工事を行います。

(2) 単独事業 191,543 千円

国庫補助事業の採択要件から外れる箇所において、治山事業を実施します。

[主な内訳]

県単地すべり防止事業	45,000 千円	
県単治山施設機能強化事業	36,000 千円	
小規模治山緊急整備事業	8,000 千円	
治山維持管理事業	14,500 千円	等

(3) 災害復旧事業 401,000 千円

災害により被災した治山施設等について、復旧工事を行います。

(参考：令和元年度2月補正予算案計上事業 (国補正に伴うもの))

治山事業 440,000 千円

令和元年10月25日の大雨により発生した山地災害箇所について復旧を行うほか、早急に治山対策を行う箇所を前倒しで実施するため、事業費を増額します。

[事業内容]

- ・山地治山事業 85,000 千円
- ・治山施設災害関連事業 355,000 千円

担当課・問い合わせ先 農林水産部森林課 043-223-2962
--

震災対策農業水利施設整備事業

予算額 131,000千円 (R1 22,900千円)

1 事業の目的・概要

地震等による土地改良施設の被害の未然防止や軽減を図るため、国庫補助制度を活用して施設の耐震性の点検・調査等を行う市町村を支援します。

2 主な事業内容

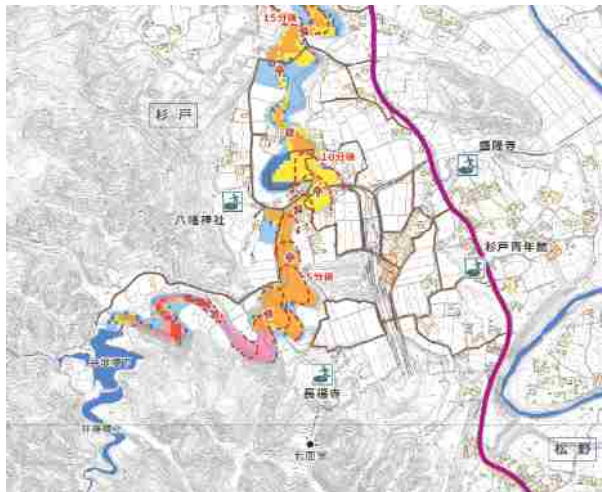
(1) ため池 126,000千円 (R1 11,900千円)

[実施主体] 市町村

[補助率] 国10/10

[実施内容] 緊急時の迅速な避難行動につなげるため、「防災重点ため池」(※)のハザードマップを作成する市町村に対し、その経費を助成します。

※平成30年7月の西日本豪雨を踏まえ、決壊した場合の浸水想定区域に人家や公共施設等が存在するため池を「防災重点ため池」として位置付け、千葉県内の農業用ため池1,279か所のうち583か所を再選定しました。



ハザードマップの事例
(浸水想定区域や避難場所を图示)

(2) 農道(橋梁) 5,000千円 (R1 11,000千円)

[実施主体] 市町村

[補助率] 国10/10

[実施内容] 地域防災計画において、避難路等に指定されている農道(橋梁)の耐震性の点検・調査を行う市町村を支援します。また、点検・調査に基づく耐震化に向けた整備計画の策定経費に対しても助成します。



橋梁の点検

担当課・問い合わせ先
農林水産部耕地課
043-223-2865

森林整備事業【一部新規】

予算額 346,247千円 (R1 264,875千円)

(参考 2月補正 48,672千円 2月補正と当初あわせ 394,919千円)

1 事業の目的・概要

県内の森林整備を促進するため、造林・保育等に要する経費に対する助成や、市町村による森林整備を促進するための支援を行うとともに、新たに、インフラ施設周辺の気象被害を受けた森林の復旧整備について支援します。

2 主な事業内容

(1) 森林吸収源対策間伐促進事業 15,678 千円

集約化・低コスト化を図り計画的に行われる間伐等に対し、国庫補助事業に加え県が上乗せ補助を実施することで、地球温暖化防止のための森林吸収源対策に資する森林整備の推進を図ります。

(2) 造林・保育事業 122,049 千円

森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するために行う森林整備について補助を行います。

(3) 災害に強い森づくり事業 156,415 千円

台風 15 号の被害を踏まえ、道路・電線等の重要インフラに近接する森林において、更なる倒木被害が発生することを防止するため、緊急的に実施する復旧整備や伐採等を支援します。

(4) 竹林拡大防止事業 15,368 千円

竹は強い繁殖力があり、放置された竹林は高密度化して他の草木を枯らし、周囲の森林等に侵入して生態系を改変することから、国庫補助事業に加え、県独自の上乗せ補助を行います。

(5) 県単森林整備事業 12,911 千円

国庫補助事業の計画対象市町村における国庫補助事業の採択要件から外れる森林整備について、市町村が地域で一体となった森林整備を行う必要があると位置付けた森林を対象に、市町村を通して補助を行います。

(6) 森林整備事前準備モデル事業 13,296 千円

市町村による森林管理、森林整備を行うために必要不可欠な事前準備を、森林経営管理制度導入初期から積極的に実施する意欲のある市町村を支援し、経営管理権集積等のモデルを構築します。

(7) 森林経営管理集落支援モデル事業 5,500 千円

市町村による集約化施業の定着化促進を図るため、地域住民による森林管理体制の組織作りや基盤整備に取り組む市町村を支援し、市町村の森林整備への取り組みを総合的にサポートします。

(参考：令和元年度 2 月補正予算案計上事業 (国補正に伴うもの))

災害に強い森づくり事業【新規】 48,672 千円

台風 15 号の被害を踏まえ、道路・電線等の重要インフラに近接する森林において、更なる倒木被害が発生することを防止するため、緊急的に実施する復旧整備や伐採等を支援します。

担当課・問い合わせ先

農林水産部森林課 043-223-3630

千葉県地域防災力向上総合支援補助金

予算額 250,000千円 (R1 150,000千円)

1 事業の目的・概要

自助・共助の取組を充実させ、県全体の地域防災力の向上を図るため、市町村が地域の実情を踏まえて、主体的に取り組む事業に対し、助成します。

なお、令和元年の台風・大雨では、長期停電や断水、通信の途絶が発生したことを踏まえ、ライフラインや情報伝達体制を強化するため、事業費を増額し、今後3年間で整備を進めます。

2 補助制度の内容

[補助率] 1/2

[対象事業]

・避難環境の整備

〔例〕 防災行政無線の屋外放送スピーカーのバッテリー強化
防災行政無線の戸別受信機の整備、避難所用の自家発電機の整備
避難誘導標識等の設置 など

・自主防災組織等の育成・活性化

〔例〕 自主防災組織の資機材の整備・防災訓練の実施、防災マップの作成 など

・防災啓発

〔例〕 防災教育や災害教訓の伝承に関する講演会の開催 など

・消防団の活性化

〔例〕 消防団活動のPR、団員の確保に関する取組 など



屋外放送スピーカー



戸別受信機



衛星電話



自家発電機

[事業実施期間]

H27年度～令和元年度 ⇒ H27年度～令和4年度 (3年間延長)

担当課・問い合わせ先
防災危機管理部防災政策課
043-223-3409

大規模災害への対応力の充実・強化 (備蓄物資整備事業・防災訓練事業)

予算額 180,000千円 (R1 280,739千円)

※R1 予算のうち、
九都縣市合同防災訓練
(中央会場)の実施経費
148,260千円 (皆減)

1 事業の目的

- ・県では大規模災害への備えとして、避難所等に供給する物資を県内市町村と共に備蓄しています。
- ・また、災害時に適切な対応がとれるよう、各種の防災訓練を実施しています。

これらの取組について、令和元年の台風15号、19号、10月25日の大雨で得られた教訓や反省を活かし、内容の見直し・強化を進めていきます。

2 事業の概要

(1) 備蓄物資整備事業 150,000千円

- 備蓄物資のうち、災害時に市町村等に提供した分の補てん、今後、賞味期限が到来する分の更新等を行います。
- 台風15号等での経験を踏まえ、県が備えるべき物資の種類や数量を検証し、必要な物資の増強を行います。

(2) 防災訓練事業 30,000千円

- 関係機関と連携して、各種防災訓練を実施します。
- 訓練内容については、台風15号等での災害対応に係る検証結果等を踏まえ、より実践的な内容に見直しを行います。

[主な訓練]

・九都縣市合同防災訓練

防災関係機関と連携して、大規模地震の発生などを想定した実動訓練を実施し、災害対応能力の充実・強化と県民の防災意識の高揚を図ります。

・図上訓練

災害発生時における災害対策本部の設置や情報収集・伝達などの具体的業務について、ロールプレイング方式による訓練を実施します。

・その他

津波避難訓練、帰宅困難者対策訓練など



令和元年度は九都県市の中央会場として本県で訓練を実施

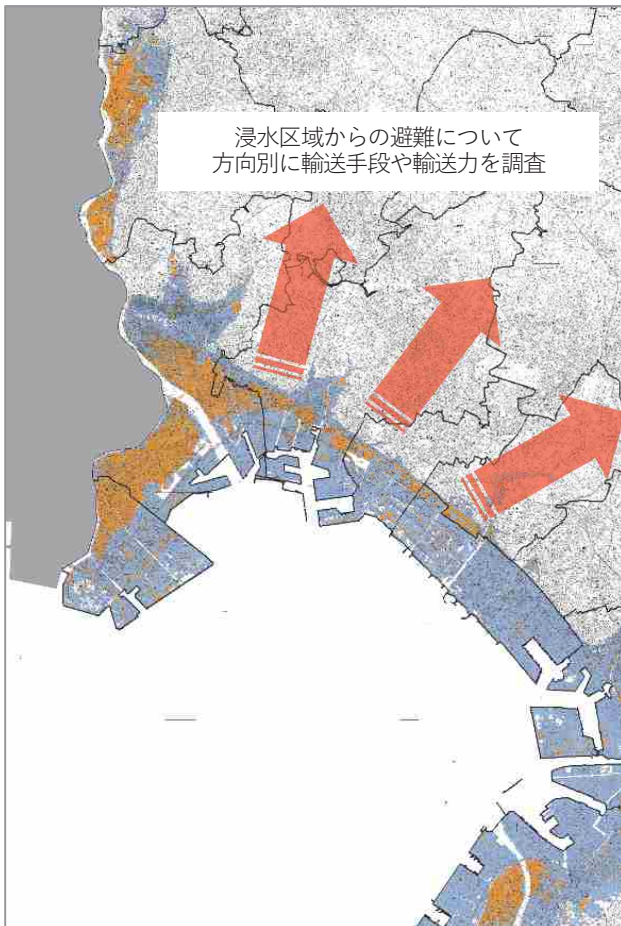
担当課・問い合わせ先
防災危機管理部危機管理課
043-223-2297

大規模災害広域避難基礎調査事業【新規】

予算額 10,000千円

1 事業の目的・概要

- 東葛地域等の人口集中地域で高潮等による大規模災害の発生が予想された場合には、東京方面から多くの避難者が見込まれる一方、県内においても遠方に避難する多数の住民が駅に集中したり、避難する方向が特定の地域に偏ったりする事態が想定されます。
- こうした事態を想定し、避難者の規模や避難の方向等を把握するための基礎調査を実施します。
- また、この調査の結果を足がかりに、広域避難に必要な輸送手段の確保等について、鉄道事業者等や市町村と協議・検討したうえで、円滑な広域避難体制の整備に取り組んでいきます。



千葉県における東京湾沿岸高潮浸水想定区域図
(浸水継続時間)

2 調査の概要

(1) 調査対象地域

東京湾沿岸等の人口密集地域

(2) 調査事項

- ・調査対象地域内における広域避難者数の推計
- ・駅ごとの広域避難者数と避難方向別の可能な輸送力を算出

担当課・問い合わせ先
防災危機管理部防災政策課
043-223-3409

令和2年1月30日
総務部行政改革推進課
電話：043-223-2046

令和2年度 組織及び定数の見直しについて

大規模化・激甚化する自然災害や増加する児童虐待への的確な対応など県政の喫緊の課題に対し、効果的な施策展開ができるよう、限られた人的資源の重点的配置を行うとともに、効率的な業務執行ができるよう、組織の見直しを行います。

また、児童相談所の体制強化や自然災害への対応など行政需要の変化に柔軟に対応するため、職員定数条例の改正を行います。

1 組織改正の概要（知事部局）

＜＜自然災害への対応＞＞

① 自然災害への対応に向けた体制強化

自然災害への対応力向上のため、知事部局全体で40名程度増員し、体制を強化します。

- 災害時の情報収集機能の強化を図るため、危機管理課に「災害情報室」を新設します。同室は、平時は市町村や地域振興事務所と連携を図りつつ情報連絡員の研修や訓練などを行い、災害時には災害体制に円滑に移行して迅速・的確に情報収集を行います。
- 進捗が遅れている土砂災害警戒区域の指定を迅速に進めるため、河川環境課に「土砂災害担当課長」を配置するとともに、「土砂災害対策室」を新設します。
- 昨年の一宮川流域の大規模浸水被害などを踏まえ、一宮川水系の河川に係る改修事業を集中的に実施するため、「一宮川改修事務所」を新設します。

＜＜児童虐待の防止＞＞

② 児童家庭課及び児童相談所の体制強化

- 児童相談所の管轄区域の見直しや外部有識者による児童相談所の監査などを行うため、児童家庭課に「児童相談所改革室」を新設します。
- 児童虐待部門とDV対策部門の連携強化を図るため、DV対策業務を男女共同参画課から児童家庭課に移管します。
- 平成29年度から令和3年度までの5年間で児童相談所の職員を200名程度増員する計画を1年間前倒した上で、さらなる体制強化のため、令和2年度は児童相談所の児童福祉司、児童心理司等を110名程度増員し、相談や支援、一時保護に係る体制を強化します。

- 児童相談所及び市町村の職員等を対象とし、虐待事案への対応力の向上に向けた研修などを行うため、中央児童相談所に「人材育成研修課」を新設します。

＜＜東京オリンピック・パラリンピックに向けた体制整備＞＞

③ オリンピック・パラリンピック推進局の体制整備

- 聖火リレー実施に向けた体制を整備するため、開催準備課の「ルート・セレブレーション準備班」「ランナー選考班」を「聖火リレー第一班」「聖火リレー第二班」に再編します。
- ホストタウン事業などを通じた国際交流や地域活性化等を支援するため、事前キャンプ・大会競技支援課に「交流促進班」を新設します。

＜＜仕事改革・働き方改革＞＞

④ 県庁における仕事改革・働き方改革の推進

- 県庁におけるICTの活用などを含めた業務改善や働き方改革を総合的に推進し、業務効率や県民サービスの向上を図るため、行政改革推進課に「スマート県庁推進室」を新設します。
- 業務改善や働き方改革に資する庁内のICT環境の企画・整備を推進するため、情報システム課に「ICT企画班」を新設します。

＜＜地域の活性化＞＞

⑤ 成田空港周辺の地域づくりの早期実現に向けた体制強化

成田空港の機能強化の実現に向けた取組をはじめ、空港周辺の地域づくりを強力に推進するため、空港地域振興課の「空港地域整備・広域活性化班」を「成田空港地域づくり推進室」に改組し、体制を強化します。

2 千葉県職員定数条例の改正（令和2年2月議会に提案予定）

児童福祉法等の改正による児童福祉司等の新配置基準などを踏まえて、これまでに引き続き令和4年度まで児童相談所の計画的な体制強化を図るほか、大規模化・激甚化する自然災害への対応など行政需要の変化に柔軟に対応するため、職員定数条例の改正を行います。

○職員定数条例の改正案		
	現在	改正案
知事部局（大学以外） （内訳）	7, 394人	7, 724人（+330人）
・児童相談所の体制強化		+210人
・自然災害への対応		+40人
・その他の行政需要への対応		+80人

《参考》令和2年度 主な組織改正

元年度体制	2年度体制
<p>[知事部局本庁] [総務部] 行政改革推進課 </p>	<p>[知事部局本庁] [総務部] 行政改革推進課 ├ スマート県庁推進室</p>
<p>----- 情報システム課 </p>	<p>----- 情報システム課 ├ ICT企画班</p>
<p>[総合企画部] 空港地域振興課 ├ 空港地域整備・広域活性化班</p>	<p>[総合企画部] 空港地域振興課 ├ 成田空港地域づくり推進室</p>
<p>----- 男女共同参画課 ├ DV対策班</p>	<p>----- 男女共同参画課</p>
<p>[防災危機管理部] 危機管理課 </p>	<p>[防災危機管理部] 危機管理課 ├ 災害情報室</p>
<p>[健康福祉部] 児童家庭課 </p>	<p>[健康福祉部] 児童家庭課 ├ 児童相談所改革室 ├ DV対策班 ←</p>
<p>[環境生活部] 開催準備課 ├ ルート・セレブレーション準備班 ├ ランナー選考班</p>	<p>[環境生活部] 開催準備課 ├ 聖火リレー第一班 ├ 聖火リレー第二班</p>
<p>----- 事前キャンプ・大会競技支援課 </p>	<p>----- 事前キャンプ・大会競技支援課 ├ 交流促進班</p>
<p>[県土整備部] 河川環境課 </p>	<p>[県土整備部] 河川環境課 ├ 土砂災害対策室</p>

《参考》令和2年度 主な組織改正

元年度体制	2年度体制
<p>[知事部局出先機関] [総合企画部] 女性サポートセンター ※主務課は男女共同参画課</p>	<p>[知事部局出先機関] [総合企画部]</p>
<p>[健康福祉部] 中央児童相談所 ├─ 相談措置課</p>	<p>[健康福祉部] 中央児童相談所 ├─ 人材育成研修課 ├─ 相談課 ├─ 支援課 ├─ 天台一時保護課</p>
<p>市川児童相談所 ├─ 相談措置課</p>	<p>市川児童相談所 ├─ 相談課 ├─ 支援課</p>
<p>柏児童相談所 ├─ 相談措置課</p>	<p>柏児童相談所 ├─ 相談課 ├─ 支援課</p>
<p>東上総児童相談所 ├─ 相談調査課</p>	<p>東上総児童相談所 ├─ 調査課 ├─ 相談支援課</p>
<p>君津総児童相談所 ├─ 相談調査課</p>	<p>君津児童相談所 ├─ 調査課 ├─ 相談支援課</p>
	<p>女性サポートセンター ← ※主務課は児童家庭課</p>
<p>[県土整備部]</p>	<p>[県土整備部] 一宮川改修事務所 ├─ 総務課 ├─ 改修課 ├─ 復興課 ※長生土木事務所から一宮川の改修工事業務を移管</p>

令和元年台風15号・19号
及び10月25日の大雨による
災害からの復旧・復興に関する要望

令和元年11月21日

千葉県

令和元年台風 15 号・19 号及び 10 月 25 日に発生した大雨への対応につきまして、総力を挙げて取り組んでいただいていることに深く感謝申し上げます。

一連の災害では、本県におきましても、膨大な数の住宅損壊や、広範囲で長期にわたる停電と通信遮断や断水、更には河川の越水により生じた浸水、土砂災害など、これまでにない被害が発生しました。

特に、住宅被害では、屋根などの一部損壊や浸水被害が数多く発生し、被災した住民の方は、大きな不安を抱えながら生活しています。

また、農林水産業の被害額では、台風災害としては過去最大級となっており、本県経済の成長を支える中小企業においても大きな被害が発生するなど、産業活動にも極めて深刻な影響を及ぼしています。

こうした中、本県では、住民の方の不安を一刻も早く払しょくするため、復旧・復興に向けた取組を実施しているところですが、引き続き、被災した住民の方の生活再建や産業の再生など、本格的な復旧・復興の取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、市町村による取組を、人的、財政的などあらゆる面で支援していく必要があります。

そこで、「被災者の一日も早い生活と暮らしの再建」「農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活」「オール千葉で災害に強い千葉県づくり」という 3 つの「基本的考え方」を掲げた、「千葉県災害復旧・復興に関する指針」を策定しました。

今後、この「基本的考え方」に沿って、復旧・復興に取り組んでまいります。地方の力だけでは対応に限界があり、国による様々な支援が必要不可欠であることから、次のことについて特段の措置を講じられますよう要望いたします。

**内閣府防災担当大臣
武田 良太 様**

千葉県知事 森田 健作

要望項目一覧

総括的事項

- 1 台風15号、19号及び10月25日の大雨による災害が一連の災害である実態を踏まえた支援
- 2 復旧・復興に向けた取組推進のための財政支援
 - (1) 特別交付税等による特段の財政支援
 - (2) 特別交付税の配分についての特段の配慮

個別的事項

I 被災者の一日も早い生活と暮らしの再建

- 1 被災者の生活再建への支援の充実
- 2 被災した住宅の補修に係る事務担当職員確保に対する支援
- 3 住宅修理業者確保への支援
- 4 災害救助法の自主的・弾力的な運用
- 5 災害救助法の対象拡大
- 6 保健医療活動に係る災害救助法の確実な適用と救助範囲の拡大
- 7 医療救護活動に係る災害救助法の確実な適用
- 8 災害救助法に係る教科書及び学用品の給与への支援
- 9 災害廃棄物の処理等に係る被災市町村の財政負担の軽減
- 10 被災家屋の公費解体
- 11 生活困窮者に対する相談援助に関する予算措置の拡充
- 12 専門家による精神保健相談等の支援に対する補助制度の創設
- 13 母子父子寡婦世帯への支援充実に向けた特段の措置
- 14 公立学校施設及び社会教育施設等の早期復旧への支援
【要望済・継続】
- 15 被災した子供たちに対するスクールカウンセラー等の増員
【要望済・継続】
- 16 被災した子供たちに対する経済的負担の軽減【要望済・継続】
- 17 被災した子供たちに対するきめ細かな教育的支援【要望済・継続】

18 私立学校に対する支援【要望済・継続】

II 農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活

19 中小企業が使いやすい補助金の充実

20 大規模停電による二次被害の救済

21 本県観光に関する正確な情報発信【要望済・継続】

22 文化財に対する支援【要望済・継続】

III オール千葉で災害に強い千葉県づくり

23 停電対策に係る地方財政措置

24 避難困難者施設等におけるLP災害バルク等の更なる普及促進

25 水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた特段の措置

26 工業用水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた特段の措置

27 電力の早期復旧のための倒木処理にかかる電力・通信事業者と道路管理者の協定締結に向けた支援

28 医療施設等の災害復旧に向けた予算措置

29 病院・診療所における非常用電源等の確保のための予算措置

30 災害時における通信手段等の確保のための特段の措置

31 災害時において在宅患者の生命を守る体制構築のための予算措置等

32 社会福祉施設等の災害復旧に向けた補助制度の拡充等

33 介護・障害福祉サービス提供の平常化に向けた支援制度の創設等

34 社会福祉施設等の防災力強化に向けた予算措置等

35 災害時における社会福祉施設等の通信手段確保に向けた特段の措置

36 保育所等の臨時休園の判断の参考となるガイドラインの策定

37 介護人材を確保するための再試験及び今後の円滑な試験実施に向けた支援

38 災害時の空港へのアクセス確保等

39 鉄道事業者の復旧・復興に向けた支援

40 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の継続

- 41 利根川の治水対策の推進
- 42 県管理河川における治水対策の強化
- 43 県管理河川における減災対策の推進
- 44 内水氾濫対策の強化
- 45 印旛沼周辺の治水対策の強化
- 46 道路ネットワークの信頼性や代替性の確保
- 47 高速道路ネットワークの早期通行規制解除に向けた体制強化
- 48 道路法面对策の推進
- 49 無電柱化の促進
- 50 沿道における倒木等の除去に係る法整備
- 51 道路施設、道の駅等公共施設の無停電設備等の導入促進
- 52 土砂災害対策の推進
- 53 災害査定における倒木等の除去に係る採択基準の緩和
- 54 災害査定の迅速化と災害復旧事業予算の確保
- 55 公共土木施設の管理に支障を起こす災害廃棄物処理への財政支援

※本文中では、個別的事項の要望項目番号を【個別(数字)】で表示しています。

総括的事項

1 台風 15 号、19 号及び 10 月 25 日の大雨による災害が一連の災害である実態を踏まえた支援

「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」に明記された「被災自治体が安心して復旧・復興に取り組むための切れ目ない財政措置等」の具体化にあたっては、台風 15 号、19 号及び 10 月 25 日の大雨が一連の災害である実態を踏まえ、地方負担額の取扱いを異にすることのないようにすること。

2 復旧・復興に向けた取組推進のための財政支援

(1) 特別交付税等による特段の財政支援

「特別交付税に関する省令」において、措置することとされている「災害廃棄物処理」や「職員派遣」等に要する経費について、措置率のかさ上げを行うこと。

被災者の生活再建や、農林水産業・中小企業の事業再開に向けて、被災地が安心して復旧・復興に取り組めるよう、現在、省令の対象となっていない経費においても、今回の甚大な被害状況に鑑み、特別交付税の対象とするとともに、十分な措置率を設定すること。

特に、「被災された方々の住家」や、「農林水産物の生産・加工施設」、「中小企業の施設」等の再建及び倒木の除去にあたっては、国が支援を行う場合の地方負担や、国が支援の対象としていない分野において県や市町村が独自に事業を行う場合の負担が多額に上ることから、特段の配慮を行うこと。

(2) 特別交付税の配分についての特段の配慮

全国的な災害発生状況等を踏まえ、増額補正なども含めて、特別交付税の所要額をきちんと確保し、十分な配分を行うこと。

個別的事項

I 被災者の一日も早い生活と暮らしの再建

1 被災者の生活再建への支援の充実

(1) 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し及び支給対象の拡大【個別1】

被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく支援が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

また、被災者生活再建支援制度の支給対象を「半壊」まで拡大するとともに、支給対象の拡大に伴う財政支援措置を講ずること。

(2) 被災した住宅の補修に係る事務担当職員確保に対する支援【個別2】

一部損壊住宅が約5万棟あり、支援制度に係る受付・交付事務などの事務量が膨大となることから、事務担当職員確保に対する支援を行うこと。

(3) 住宅修理業者確保への支援【個別3】

被災者が住宅修繕を行うためには、専門業者の確保が課題となっている。1日も早い平常状態の回復には他県の工事業者による工事の実施も必要であり、被災者のニーズに応じ施工業者を確保できるよう支援すること。

2 災害救助法の見直し等

(1) 災害救助法の自主的・弾力的な運用【個別4】

災害や地域の実情に即した迅速かつ効果的な救助の実施に向けて、期間及び費用に関する制約の緩和並びに救助範囲の見直しを行い、自治体による自主的・弾力的な運用を可能にすること。

また、避難所経費や被災者支援に必要な物資など救助の実施にあた

り必要となる全ての経費について、確実な財源措置を講ずること。

(2) 災害救助法の対象の拡大【個別5】

損壊家屋に対するブルーシートの展張は、家屋被害の拡大防止や被災者の健康確保の観点から必要なものであるため、応急救助の対象とすること。

(3) 保健医療活動に係る災害救助法の確実な適用と救助範囲の拡大

【個別6】

避難所や在宅の被災者の健康管理を実施するため、県外及び県内の自治体の協力のもと派遣した人員の費用の支弁に関し、災害救助法の対象として国において確実に負担すること。

また、迅速な医療救護活動を実施するため、災害リハビリテーション支援関連団体の協力のもと派遣した人員の費用の支弁に関し、災害救助法の救助範囲に含め、国において負担すること。

(4) 医療救護活動に係る災害救助法の確実な適用【個別7】

迅速な医療救護活動を実施するため、医師会や看護協会の協力のもと派遣した人員の費用の支弁に関し、災害救助法の対象として国において確実に負担すること。

(5) 災害救助法に係る教科書及び学用品の給与への支援【個別8】

災害救助法による教科書及び学用品の給与について、住家の被災要件を緩和すること。

3 災害廃棄物の処理等

(1) 災害廃棄物の処理等に係る被災市町村の財政負担の軽減

【個別9】

台風15号、19号及び10月25日の大雨が、一連の災害である実態

を踏まえ、災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の補助率の嵩上げ等、被災市町村の財政負担の軽減について特段の措置を講ずるとともに、地方負担額の取扱いを異にすることのないようにすること。

(2) 被災家屋の公費解体【個別 10】

台風 15 号、19 号及び 10 月 25 日の大雨が、一連の災害である実態を踏まえ、半壊家屋の解体・撤去費用についても災害等廃棄物処理事業の補助対象とすること。

4 相談体制の整備に向けた支援

(1) 生活困窮者に対する相談援助に関する予算措置の拡充【個別 11】

災害により生活困窮又は困窮状態に陥る恐れのある者及びその家族、その他の関係者からの相談対応や支援の増加が見込まれることから、国において生活困窮者自立支援事業に必要な財源を確保するとともに、現行の国庫補助率が自立相談支援事業 3/4 等であることから、災害による相談対応や支援等に要する経費は全額国庫補助とすること。

(2) 専門家による精神保健相談等の支援に対する補助制度の創設

【個別 12】

心のケアの専門家（保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等）により、市町村等が行う精神保健相談等の支援を強化するため、国における補助制度を創設すること。

5 被災した要支援者等への支援

(1) 母子父子寡婦世帯への支援充実に向けた特段の措置【個別 13】

被災した世帯の負担軽減を図るため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の緩和措置を講じること。

また、県及び市町村の負担が過大になっている一時入所場所の

確保や、日中一時支援等について、国における国庫補助制度の創設や国庫負担率の嵩上げ等、必要な財政措置を講じること。

6 文教施設等に関する対策

(1) 公立学校施設及び社会教育施設等の早期復旧への支援【個別 14】

被災した公立学校施設（学校給食共同調理場を含む）や社会教育施設等が早期に復旧できるよう、復旧にかかる経費について補助率の嵩上げや補助対象事業の拡大等を行うとともに、災害査定に必要な事業計画書の作成に要する経費についても補助対象とすること。加えて、事務処理の簡素化を図ること。

(2) 被災した子供たちに対するスクールカウンセラー等の増員【個別 15】

被災した子供たちへのケアを十分に行うことができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員に係る費用負担について、国庫補助で速やかに対応すること。

(3) 被災した子供たちに対する経済的負担の軽減【個別 16】

被災した子供たちが経済的理由により就学困難となることのないよう、被災した子供たちへの就学支援及び授業料の減免等に係る費用負担について、全額国庫補助で対応するとともに、補助対象を拡大すること。

(4) 被災した子供たちに対するきめ細かな教育的支援【個別 17】

被災した子供たちへの学習支援や、災害に係る校舎内外の環境整備、事務処理、家庭連絡等に当たる講師、学習サポーター及びスクール・サポート・スタッフ等の増員に係る費用負担について、国庫補助等により速やかに対応すること。

(5) 私立学校に対する支援【個別 18】

被災した私立学校（認定こども園を含む）の施設等が早期に復旧で

きるよう、復旧にかかる経費について、補助率の嵩上げや補助対象事業の拡大等を図ること。

Ⅱ 農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活

7 商工業に対する支援

(1) 中小企業が使いやすい補助金の充実【個別 19】

台風21号に伴う大雨によって深刻な被害を受けた中小企業支援のため、「自治体連携型補助金」及び「小規模事業者持続化補助金」について、国において補正予算を編成する等、十分な予算を確保するとともに、被災した中小企業の状況を踏まえ、予算を翌年度も繰越して執行できるよう措置すること。

また、平成30年度第2次補正予算の補助事業についても、事業期間の延長に配慮するよう補助金事務局に指示するなど、被災中小企業に対し特段の措置を講ずること。

(2) 大規模停電による二次被害の救済【個別 20】

停電が極めて広範囲で長期間にわたったことにより、原材料・商品の廃棄や、休業等を余儀なくされる等、二次被害が生じた中小企業に対し、特段の措置を講ずること。

8 復興機運の醸成に向けた支援

(1) 本県観光に関する正確な情報発信【個別 21】

風評被害を防止するため、本県観光に関する正確な情報発信を行うこと。

(2) 文化財に対する支援【個別 22】

被災した文化財の早期復旧に向けて、復旧に係る費用の国庫補助率を嵩上げすること。

Ⅲ オール千葉で災害に強い千葉県づくり

9 大規模停電・断水に関する対策

(1) 停電対策に係る地方財政措置等【個別 23】

台風15号による大規模停電により、災害対応拠点となる自治体庁舎をはじめ避難所等における非常用電源の確保が喫緊かつ重要な課題であることが強く認識されたことから、各自治体が自家用発電機の導入等停電対策を早期かつ計画的に取組めるよう、緊急防災・減災事業債等の国の財政的支援をより一層充実・強化すること。

また、国等が行っている検証を踏まえ、大規模停電対策を防災基本計画に盛り込むこと。

(2) 避難困難者施設等におけるLPガス災害バルク等の更なる普及促進に向けた予算措置等【個別 24】

大規模停電時などの災害時において、避難困難者施設（医療機関、福祉施設等）や避難所となりえる施設のライフライン機能を維持するための「LPガス災害バルク」等の更なる普及促進を図るため、補助事業の拡充又は要件緩和等を行うこと。

(3) 水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた特段の措置【個別 25】

水道施設における非常用自家発電設備、燃料用タンクの整備等の停電対策や防水扉などの整備等の浸水対策について、現行制度では対象施設が限られ、県内水道事業体において必要な対策が進んでいないことから、水道施設機能維持整備費における採択基準を緩和し、対象施設の拡充や補助率の引き上げを行うこと。

(4) 工業用水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた特段の措置【個別 26】

工業用水道施設における非常用自家発電設備、燃料用タンクの整備等の停電対策や施設更新時における施設設備の高層・高床化等の浸水対策について、現行制度では対象施設が限定的又は明確化されておらず、必要な対策が進んでいないことから、工業用水道事業費補助金における採択基準を緩和又は明確化し、対象施設の拡充や補助率の引き上げを行うこと。

(5) 電力の早期復旧のための倒木処理にかかる電力・通信事業者と道路管理者の協定締結に向けた支援【個別 27】

非常災害時における電力・通信機能を早期復旧する際の妨げとなる倒木等の障害物撤去を迅速に行うため、電力・通信事業者と道路管理者との協定締結に向けた支援を行うこと。

10 医療機関等の復旧と防災力の強化への支援

(1) 医療施設等の被害軽減措置や災害復旧に向けた予算措置

【個別 28】

災害時や災害後において、公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等の医療施設等の機能を確実に維持するため、台風の規模や進路の予測により、発災前に土嚢の設置など被害軽減策を講じる必要性が生じる場合等があり、その際に活用できる補助制度を創設すること。

また、土嚢の撤去等の現状復帰を含む医療施設等の災害復旧費について、分娩を取り扱う有床診療所などの政策医療に関わる医療機関の復旧に係る経費を幅広く対象とするとともに、確実に予算を措置すること。

(2) 病院・診療所における非常用電源等の確保のための予算措置

【個別 29】

病院・診療所の災害時等における診療機能の維持に向け、災害拠点病院を含め全ての病院、有床診療所及び人工透析を行う医療機関等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備を促進するための予算を措置すること。

(3) 災害時における通信手段等の確保のための特段の措置【個別 30】

災害時における連絡手段確保に向け、医療機関に対し衛星電話の設置を促進するため、国における補助制度を創設すること。

また、被災した都道府県を超えて医療機関の稼働状況などの情報を共有するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）が一層活用されるよう、自家発電設備の有無等の必要情報の追加を含め、機能改善を図るとともに、避難所における保健医療ニーズを迅速に把握できるようにするため、避難所情報に係るEMISを改修すること。

さらに、普及啓発や研修を行うための財源を措置するとともに、無床診療所においても活用しやすい簡易なシステムを別途、構築するなど、被災状況を広く迅速に把握できる手法を検討し、実施すること。

(4) 災害時において在宅患者の生命を守る体制構築のための予算措置等【個別 31】

長期停電時においても在宅患者の生命が維持できる体制構築に向け、患者に貸出しできる簡易自家発電装置等の整備を安定的に実施するため、補助等を拡大するとともに、所要の予算を措置すること。

また、在宅酸素療法患者の停電対策についても、市町村、医療機関、装置の保守点検事業者を支援する等の措置を講ずること。

11 社会福祉施設等の復旧と防災力の強化への支援

(1) 社会福祉施設等の災害復旧に向けた補助制度の拡充等【個別 32】

施設の速やかな復旧を図るため、災害復旧費の補助率を嵩上げするとともに、現状、補助対象外となっている有料老人ホーム等の施設や備品への補助対象の拡大等、補助制度の拡充を図ること。

また、被災地域の状況を踏まえ、同補助に係る事務手続きの弾力化、迅速化を図ること。

(2) 介護・障害福祉サービス提供の平常化に向けた支援制度の創設等【個別 33】

災害により休業を余儀なくされた介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所等が、休業に係る連絡調整やサービス提供再開に向けた準備等を行った場合について、介護報酬相当額の算定や自立支援給付費の加算の制度創設等、休業による減収補てん及び事業の再開に係る諸経費についての支援制度を国において創設すること。

(3) 社会福祉施設等の防災力強化に向けた予算措置等【個別 34】

災害時において福祉機能を維持できるよう、社会福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備を促進するための予算を通常の施設整備費補助とは別に措置するとともに、防災備品や食料・飲料水等の備蓄を促進する補助制度を創設すること。また、停電が発生した際に、社会福祉施設等へ派遣可能な電源車を全国規模で把握し、速やかに派遣できる体制を構築すること。

さらに、災害時に地域の要支援者にアウトリーチ型の支援を行う社会福祉施設を、地域の福祉的防災拠点として位置づけ、国においてその活動を積極的に支援する制度を創設すること。

(4) 災害時における社会福祉施設等の通信手段確保に向けた特段の措置【個別 35】

災害時における連絡手段確保に向け、衛星電話等の設置を促進するため、国における補助制度を創設するとともに、施設における被災状況の県や市町村等による把握・共有に向け、広域災害救急医療システム（EMIS）のようなシステムを整備するよう、国における制度を創設すること。

(5) 保育所等の臨時休園の判断の参考となるガイドラインの策定【個別 36】

利用児童の安全確保のため、市町村が大規模災害時に保育所等を臨時休園する場合の判断の参考となるガイドラインを国において策定すること。

(6) 介護人材を確保するための再試験及び今後の円滑な試験実施に向けた支援【個別 37】

千葉県では、台風19号の接近により介護支援専門員実務研修受講試験を中止した。こうした全国同日実施の試験が災害等で中止になる場合を想定し、受験者間で不公平感が生じないように、国において予め再試験の日程を定めておく等、円滑な試験の実施を支援すること。

12 空港・鉄道に関する災害対応

(1) 災害時の空港へのアクセス確保等【個別 38】

成田空港の機能が正常である一方、空港へのアクセスが長時間遮断し、多くの滞留者が生じた台風15号や着陸禁止措置を実施した台風19号、10月25日の大雨時の対応に関し、成田国際空港(株)、航空会社、鉄道・バス事業者、道路管理者等の関係者と十分に検証を行うこと。その検証に基づき、関係者間での連絡体制や代替アクセスの確保等、対策を関係者と早急に検討し、災害に強い

アクセス整備に努めること。

また、災害発生時等における空港内の外国人を含む空港利用者への情報提供体制の強化を図ること。検証結果及び改善策等について、自治体・周辺住民・利用者に広く示すこと。

(2) 鉄道事業者の復旧・復興に向けた支援【個別 39】

経営の厳しい中小鉄道事業者への支援として、復旧に要した費用に対する補助をはじめ、必要な支援を行うこと。

風評被害による観光利用の落ち込みを回復するため、観光資源としても重要な役割を果たす県内鉄道の観光プロモーションや利用促進キャンペーン等を実施すること。

13 災害に強い社会インフラの整備

(1) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の継続【個別 40】

台風 15 号及び 19 号のような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災・国土強靱化を推進するため、「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後も、防災・減災・国土強靱化に必要な事業予算を、継続的・計画的に確保すること。

(2) 利根川の治水対策の推進【個別 41】

台風 19 号では、全国各地で河川の氾濫や堤防の決壊が相次いで発生した。本県を流れる利根川においては無堤区間や河道が浅くなっている区間があることから、築堤工事や河道掘削などの治水対策をより一層推進すること。

(3) 県管理河川における治水対策の強化【個別 42】

10 月 25 日の大雨により一宮川を含む県内 19 河川では、越水による浸水被害が発生した。今後このような浸水被害を防止できるよう、治水計画の見直しや抜本的な治水対策を実施するための

技術的支援および必要な予算を確保すること。

また、適正な河道断面を確保するため、河道浚渫や竹木撤去に要する必要な予算を確保すること。

(4) 県管理河川における減災対策の推進【個別 43】

県管理河川における浸水被害は、局所的な豪雨による浸水の発生、降雨から浸水に至る時間が短いなどの特徴がある。このような中小河川の特徴を踏まえた避難体制の確保が必要であり、その目安となる河川水位の設定について技術的支援を行うとともに、河川の監視体制を強化するため、水位計や監視カメラの設置に係る更なる財政支援を行うこと。

また、今後、浸水想定区域の指定について中小河川にも対象を拡大するにあたり、策定対象となる河川や、中小河川の特徴を踏まえた具体的な手法等について早期に国の方針を示すとともに、更なる財政支援を行うこと。

(5) 内水氾濫対策の強化【個別 44】

低平地を多く抱える本県では、流域全体の治水安全度向上を図ることが重要であることから、内水氾濫対策を強化するための技術的・財政的支援をより一層推進すること。

(6) 印旛沼周辺の治水対策の強化【個別 45】

印旛沼の水位上昇に伴い、流入河川である鹿島川やその支川である高崎川では、広範囲に渡り浸水被害が発生した。浸水被害を軽減していくためには、印旛沼の水位をより早く低下させる必要がある。このため、印旛沼から利根川、東京湾へ排水する印旛機場、大和田機場の排水能力増強について検討すること。

また、その際に、排水流路となる長門川および印旛放水路の改修に必要な予算を確保すること。

(7) 道路ネットワークの信頼性や代替性の確保【個別 46】

災害発生時において、迅速な復旧活動や緊急物資の輸送を実施するため、圏央道においてミッシングリンクとなっている大栄・横芝間の早期開通や県内の高速道路の暫定2車線区間の4車線化等、災害に強い道路ネットワークを構築すること。

(8) 高速道路ネットワークの早期通行規制解除に向けた体制強化

【個別 47】

高速道路の通行規制を早期に解除するため、支障物の除去・清掃作業や安全点検を速やかに完了できる体制へ、また長時間の停電時にも通行を確保できる体制へと強化が図られるよう事業者を指導すること。

(9) 道路法面对策の推進【個別 48】

台風15号、19号及び10月25日の大雨では、県中央部から南部を中心に広域的に法面崩落が発生し、物資の円滑な輸送や道路通行に支障が生じた。近年、ゲリラ豪雨や線状降水帯の発生など、降雨が集中化、極度化する傾向にあり、今後同様の豪雨が懸念されることから、道路法面の保護及び既存施設の老朽化対策に必要な予算を継続的に確保すること。

(10) 無電柱化の促進【個別 49】

台風15号及び19号では倒木や電柱などの倒壊により広範囲かつ長期間にわたる停電が発生したことから、地震や台風の影響を受けにくい電線の地中化をより一層進めるため、コスト縮減等に資する技術開発を促進するとともに、必要な予算を継続的に確保すること。

(11) 沿道における倒木等の除去に係る法整備【個別 50】

道路に隣接した民地上の樹木について、道路の通行に危険が差し迫っている等緊急やむを得ない場合には、平時においても道路管理者が伐採・剪定等を行えるように法整備を行うこと。

(12) 道路施設、道の駅等公共施設の無停電設備等の導入促進

【個別 51】

大規模停電時における道路施設、道の駅等公共施設の機能確保のため、無停電設備（発動発電機、蓄電池）の導入を短期間かつ集中的に推進するため、更なる財政支援を行うこと。

(13) 土砂災害対策の推進【個別 52】

10月25日の大雨により、県内各地で土砂災害が発生し、尊い人命が失われた。土砂災害の原因の検証や再度災害防止に向けて技術的支援を行うとともに、人命を守るため災害時に確実な避難行動がとられるよう防災意識を高める政策を行うこと。

14 公共土木施設の早期復旧

(1) 災害査定における倒木等の除去に係る採択基準の緩和【個別 53】

倒木等による被害では、100m以上離れていても、道路や河川において連続して倒木処理等を行う必要がある一定区間の合計額が限度額以上となれば1箇所とするなど、採択基準における1箇所範囲を緩和することにより対象の拡大を図ること。

(2) 災害査定の迅速化と災害復旧事業予算の確保【個別 54】

県民の安全且つ安定した生活の確保のためにはインフラの早急な復旧が急務であることから、災害査定における柔軟な採択や迅速化について格段の配慮を行うこと。また、災害復旧事業を積極的に進めていくために必要な予算を十分に確保すること。

(3) 公共土木施設の管理に支障を起こす災害廃棄物処理への財政
支援【個別 55】

今回の台風により、河川・海岸で管理上支障を起こしている、又は起こすおそれのある危険木、漂流・漂着物、海底の堆積物の回収・処理について、更なる財政支援を行うこと。